

お断わり：本稿は、中央学院大学『商経論叢』第19巻第1号、2004年12月に掲載された論文を、PDF文書形式にととのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては、同上雑誌〔の頁〕に依拠することを願います。

戦前型会社企業官僚論

－雇用経営者：財界理論派闘士 前田 一の活躍（その2）－

裴 富吉

The Prewar-Type Corporate Bureaucrat as a Employed Manager :
MAEDA Hajime & His Activities in Japanese World of Business [continued 1]

BAE Boo-Gil

＝もくじ＝

- I はじめに－日本資本主義企業経営史－
- II 雇用経営者の登場
- III 戦前型経営思想の展開
 - 1) 戦前期〔その1〕
 - －『サラリマン物語』昭和3年3月、『続サラリマン物語』昭和3年12月－
 - 2) 戦前期〔その2〕
 - －『職業婦人物語』昭和4年5月、『労資共存への途』昭和5年3月－
 - 3) 戦時期〔その1〕－『時局労働読本』昭和9年1月－
 - 4) 戦時期〔その2〕－『新産業道読本』昭和16年1月など－
 - [1] 時代背景
 - [2] 室伏高信『新体制講話』昭和15年10月
 - 【以上、前稿「その1」】
 - [3] 前田 一『新産業道読本』昭和16年1月
 - 5) 戦時期〔その3〕－『特殊労務者の労務管理』昭和18年11月－
 - 6) 戦時期〔その4〕－戦時期の諸論稿－
 - 【本稿「その2」はここまで】
- IV 戦前から戦後への展開
 - 1) 戦犯的な問題性
 - 2) 戦後の日経連闘将体制派人士の行跡
 - 3) 体制派人士の行跡
- V 批判的考察－雇用経営者の身分と機能－
 - 1) 雇用経営者登場の歴史的背景
 - 2) 経営ナショナリズム
 - 3) 日本資本主義と前田「経営労務思想」
 - [1] 強制労働と賃銀－時効と国家無答責－
 - [2] 国と企業の責任－中国人強制連行－
- VI 経営思想をになった者としての前田 一
 - 1) 歴史の事実と経営の思想
 - 2) 被用者としての前田 一
 - 3) 非人道的行為の実行者
 - 4) 歴史的な含意
 - 5) 思想史的な視座
 - 6) 公害－環境問題と共通する戦責問題
- VII 雇用経営者の思想的・歴史的な問題基盤
 - 1) 戦時史のなかの前田 一
 - 2) 戦後史のなかの前田 一
 - 3) 簡単なまとめ－未来の問題－
 - 4) 戦争責任－自覚と無自覚－
 - 5) 強制連行と拉致問題
 - 6) 政治・政治家と歴史的眺望

【前稿：「その1」】（承前）

III 戦前型経営思想の展開

4) 戦時期〔その2〕の〔1〕〔2〕（から、以下につづく）

〔3〕 前田 一『新産業道読本』昭和16年1月

ともかくまず、この前田 一『新産業道読本』の目次を紹介する。

第1章「産業報国運動の前史」……第1課 総説 第2課 労資協調主義の失敗 第3課 温情主義・法令主義の長短 第4課 日本的家族主義の再検討 第5課 労働協約主義に対する疑念 第6課 労働組合主義の独善を排す 第7課 会社組合は御用組合か 第8課 労務管理に於ける会社組合

第2章「産業報国運動の黎明」……第1課 労働組合運動の方向転換 第2課 労働組合運動の終止符 第3課 日本主義運動の発展 第4課 日本精神の確認

第3章「産業報国運動の展開」……第1課 産業報国運動の使命と精神 第2課 産業報国運動発生の機縁 第3課 協調会の時局対策委員会 第4課 産業報国運動に対する政府当局の所信 第5課 産業報国聯盟の創立 第6課 産業報国運動に対する労資の態度 第7課 産業報国会の本質と事業 第8課 産業報国会の機構 第9課 産業報国聯合会の機構と事業 第10課 産業報国運動中央機構の拡大強化

以上、主要目次のなかから「産業報国運動」ということばを抜いたら、骨抜きになってしまいそうな〈目次の編成〉である。ともかく、この『新産業道読本』の内容を多少聞いてみよう。戦時期における前田〈産業道〉は、こういう主張に移行した。

① かつて、近代的労務管理の指導精神として提唱された温情主義は、封建的・独善的形式に墮して、家族主義のもつ精神的美点を忘れるにおいてはまったく自家撞着といわねばならない。前田は、労働協約主義の効果性にも根本的な疑念を呈し、労働組合主義の独善性を非難するのに比して、会社組合の功績を、「これこそ労資関係調整の最高方策なりとしてきた開明的事業主の存在に対し我等は満腔の敬意を表する」と称賛した。

会社組合は、これまで世間の一部からは継子あつかいをうけ、御用組合とか資本家の懐柔政策とか欺瞞政策とかいろいろ悪口をいわれながら、黙々として所信に邁進し、労働条件の維持改善と福利向上とを和気藹然たる一夕の談笑裡にかたづけてしまう、日本の国情・民風にぴったりと合った産業平和策である。私生子はいまや堂々たる嫡出子となって、日本産業界に見参しようとし、産業報国運動の指導精神のなかにとりいれられ、いまや最高最大の労働国策として天下に号令している¹⁾。

② 昭和14〔1939〕年7月8日、大正1〔1912〕年8月『友愛会』創立以来30年、日本の労働運動史上に偉大な足跡を印した日本労働総同盟（社会民主主義労働組合路線で日本労働組合会議が上部団体）が解散し、産業報国運動に合流するにいたった。日本における労働組合発展の最後の段階は、組織率と指導精神の分野においてその実力と内容をみるに（前稿、表4「労働組合の組織状況（1926～1939年）」参照）、労働組合発展の金字塔としてはあ

1) 前田 一『新産業道読本』全国産業団体聯合会事務局、昭和16年、19頁、34頁、39頁、43頁、53頁。

まりにも貧弱、粗末であったことは、日本の国情と国民性のしからしむるところというべきである²⁾。

昭和12〔1937〕年、日中戦争がおこった翌昭和13〔1938〕年に「国家総動員法」が制定され、この昭和13年には労働組合が837組合あった（同上表4参照）。組織人員39万5290人は戦前最高である。それが「国家総動員法」ができ、労働組合運動を弾圧するさまざまな個別法が制定されると、昭和15〔1940〕年、労働組合の数は837から49に減った。さらに昭和16〔1941〕年、日米戦争開始の年になると11組合、組織人員895人と壊滅してしまう³⁾。

日本の国体は皇室中心、一家族的体制の下に、建国の目的たる日本民族並に世界人類の共存共栄を目指して、建国以来歴史的に実践創造しつつあるところの万世一系、億兆一心の国家生活を天壤無窮に生成発展せしむるにあるのであってこの万邦無比の日本国体を顕現発揚せんとするのが日本精神の本質である。

万邦に比類なき君臣一家、君民一体、忠孝一本の精神これが日本精神の基礎をなすものであって、……この日本精神を確認し発揚することが、建国の理想を達成し、時艱を克服して大御心にそひ奉る所以である⁴⁾。

③ 産業報国運動は、日本主義・祖国主義・国体中心の思想を産業に顕現しようとすることをもって、指導精神の第1義とするものである。こういう前田は、すでに言及されたマルキシズム批判、ユダヤ民族差別の思想に再び触れ、こう述べる。

「労働者に祖国なし」ということばは、国家をうしなつたユダヤ人特有の空疎な国際主義思想の産物である。一君万民のもと、無比の国体と皇室とを上に奉戴する祖国日本をもって、彼らは、「資本家のための搾取国家」といい、「労働者弾圧のための階級国家」とみるのであるが、古往今来、日本の歴史に、いついかなる時代において「皇室」の御名によりて、一部特権階級のために、民衆圧迫の暴虐政治・搾取政治がおこなわれたか。

西欧の社会問題解決が『共産党宣言』に頼るならば、日本のそれは誓って『教育勅語』を奉戴すべきである。日本の国家を西欧の冷やかな権利義務的の法治国家と同視するがごときは、重大な認識錯誤といわねばならない⁵⁾。

- ・産業報国運動は「資本の浄化」をめざしている。
- ・「日本的産業道場の建設」は、産業報国運動の中心使命である。
- ・産業報国運動は「産業道」の樹立と「産業魂」の確保を期する。
- ・営利は企業の目標であるにちがいないが、営利のために公益を忘れることは断じて許されない。産業報国運動は、企業における資本 - 経営 - 勤労の有機的な一体、すなわち事業一家の精神を具現すべきものであるが、その実践においては「適正なる配分」を希求する⁶⁾。

さて産業報国会は、産業報国運動の精神と使命とを達成するための団体である。その指導理念は、「産業人が自我を捨てて職分奉公の誠を致し、事業一家の精神を産業の上に具

2) 同書、57頁、69頁。

3) 前田哲男『有事法制－何がめざされているか－』岩波書店、2002年、52-53頁。

4) 前田『新産業道読本』87頁、90-91頁。

5) 同書、93頁、95頁、96頁。

6) 同書、101頁、104頁、109頁、112頁。

現して以て皇運扶翼の臣道を実践するにある」。

「産業報国会は産業従業員全体の団体である。……事業場を構成する全産業人即ち上は社長より下は雑役者に至るまで、渾然一体となって皇国産業の本義を明かにし、事業場をしてその実践道場たらしむるべき道義的結合体である。事業場一家の全員組織であつて、事業場は正にその精神の顕現せられたる日本産業人の活動道場である。かかるが故に産業報国会と会社、工場、鉱山とは表裏一体、二者不可分の関係にある」。

「茲に於てその組織形態は事業場一家の全員組織であり、事業場の全員を対象として社長自ら垂範指導することを要する。単なる労務管理の部門に極限することなく産業報国会各般の事業を通じて社長自ら陣頭に立ち肇国の精神を事業場に顕現することでなければならぬ」⁷⁾。

昭和15〔1940〕年11月23日に創立された大日本産業報国会の綱領は、つぎの3か条からなっていた。

- 1、我等八国体ノ本義ニ徹シ全産業一体報国ノ実ヲ挙ゲテ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ラムコトヲ期ス
- 1、我等ハ産業ノ使命ヲ体シ事業一家職分奉公ノ誠ヲ致シ以テ皇国産業ノ興隆ニ総力ヲ竭サムコトヲ期ス
- 1、我等ハ勤勞ノ真義ニ生き剛健明朗ナル生活ヲ建設シ以テ国力ノ根柢ニ培ハムコトヲ期ス

前田『新産業道読本』は、産業報国運動は組織や機構の問題ではなく、どこまでも「精神」の問題であり、同時にこれを運用する「人」の問題だと結論し、この運動が理念倒れにならず、実情に即した実践運動として発展することを、衷心より切望していた⁸⁾。

前出〔「本稿（その1）」〕、本位田『新体制下の経済』も当然だが、同工異曲の説明を与えていた。

この新しい事態、新体制下の経済倫理は、産業の立場から見ても、亦消費者の立場から見ても一に国家社会の為に奉仕する、国家の発展に寄与すると云ふことに外ならないのである。さう云ふ立場から凡ゆる行動を規律するものでなければならない。……一体吾々が所謂営利第一主義に働いて居る時も真に安心立命出来たのはそれが結局国家の為になるからだ、自分がその商売に従事してゐるのは啻に自分が金を儲けるだけではなくて、これは国家の為になるからだ、常にそこに吾々の最後の抛り所を求めて居る⁹⁾。

ところで、戦時体制下の日本で最高・至上の地位を占めていたのは、戦争を経常的に営む「〈国家の為〉という標語」がめざすものであった。だからたとえば、経営学者の酒井正三郎は、当時の国家的な要請に応えるための「理論の歴史化と政治化」を、より抽象度を高めたつぎのような「理論と政策との真の総合」をもって主張した。

我々は経済生活を単に主体的な行為としてみるべきでなく、さりとてまた単に客体的な生活としてみるべきではないのであって、却ってそれを行為即生活、生活即行為といふ形

7) 同書、151頁、151-152頁、152頁、153頁。

8) 同書、180頁、188頁。

9) 本位田祥男『新体制下の経済』日本評論社、昭和15年、449-450頁。

において把握しなければならぬといふのである。かくして我々においては行為を離れて生活はなく、生活を離れてまた行為はないのであって、この意味において経済生活の正しい認識は当然哲学的であると同時に、科学的でなければならぬといふことになるのであり、従って我々には単なる行為理論たることから脱却し、且つまた単なる生活理論たることから解放せられて、いはば行為即生活の理論の樹立といふことの自覚において、初めて理論と政策との真の総合への道が開かれてくるものと考へざるをえない¹⁰⁾。

社会科学者〔経営学者〕の酒井正三郎が、当時の日本帝国臣民に求めた「理論と政策との真の総合への道」とは、具体的になんであったか。それは、戦争する「国家の勝利のため」に戮力すべき皇国臣民は、経済生活の方途を「哲学的かつ科学的に正しい認識」にあらため、「行為即生活」である態勢を樹立させよ、ということであった。もっと具体的にいえば、1940〔昭和15〕年7月26日に決定をみた「基本国策要綱」にしたがい帝国臣民は、「国防国家体制ノ完成」や「大東亜ノ新秩序ヲ建設」、「議会翼賛体制」など《新体制》の構築とその邁進に協力する明確な自覚をもたねばならない、ということであった。

しかし、酒井正三郎の学術的な記述：「行為即生活」論は高尚すぎて、庶民にはなんのこともやらさっぱり理解できない。そこで、室伏高信や本位田祥男、谷口吉彦らの公刊した「新体制」解説本が、それこそ〈爆発的〉といつてくらい猛烈な売行きをみせたのである¹¹⁾。というのも、当時の「新体制」なることばの「時代的な意味合い」、すなわち「行為即生活」の具体像を、自分たちなりに理解しておきたいと望んだ一般大衆が、大勢いたからである。

注) もっとも、室伏高信・谷口吉彦らの「新体制」論については、当時「政府の『新体制』の慈雨を浴びて竹の子の如く次から次へ競ひ立って出版された新体制論を見ても、そこには……全く方法も原理もないもの等に依って充満されて居る。而も堂々たる教授達の著書に於てで……も確固たる方法を発見することは出来なかった」という、きびしい評価もある¹¹⁾。

昭和14〔1939〕年8月23日、ドイツとソ連とのあいだに「不可侵条約」がむすばれ、世界中があっと驚く発表となった。とくに日本では「ノモンハン事件」での日本軍の敗北（対ソ連）が決定的になっていた矢先であり、その衝撃はおおきかった。単純に考えて、日本の同盟国であったはずのドイツが、一体全体どうまちがって、「ノモンハン事件」で日本と敵対しているソ連と手を握ったのか。要するにそのとまどいであり、驚きであった。

若干、当時の時代背景に触れておく。日本は昭和11〔1936〕年11月にドイツと防共協定を締結して以来、同国との関係を強めてきた。翌昭和12〔1937〕年11月には、イタリアがこの協定に参加し、ノモンハン事件がおこった昭和14〔1939〕年1月にはドイツから正式に、この日独伊三国協定を三国同盟に強化する問題が提起されていた。日本はこの三国同盟をソ連を主たる対象とする同盟とするべくノモンハン事件当時、ドイツ-イタリアと交渉していた。その交渉相手のドイツがこともあろうにソ連と昭和14年8月23日、つまり、

10) 酒井正三郎『国民経済構造変動論』日本評論社、昭和17年1、505-506頁。

11) 八重樫運吉『国防国家の理論と政策』日本評論社、昭和16年、序1頁。

ノモンハン事件でもっともはげしい戦闘がおこなわれていたときに、不可侵条約をむすんだのである。しかも、日本はそのことについて事前になんの相談もドイツがわからうけていなかった¹²⁾。

日本がわを襲ったその衝撃は、当時の首相平沼騏一郎が声明した総辞職の理由のなかにあった「欧州情勢複雑怪奇」という語句によく表わされていて、一時この「複雑怪奇」ということばは流行語になった。不可侵条約の内容そのものは、国民にまだしらされていないでいたが、当時の支配層はこれで日中戦争のみとおしもつかず、いわんや国際情勢の動向もわからない状態におちいった。国民はなにもしらず、支配者たちにはなにもみとおせない。これで内閣が維持できるわけがなかった¹³⁾。

戦時体制期における、内閣の頻繁な交替をしるしておこう¹⁴⁾。

- ・ 第1次近衛〔文麿〕内閣 ……昭和12年6月4日～昭和14年1月4日
→日中戦争の処理を誤り長期戦への道を選択。
- ・ 平沼〔騏一郎〕内閣 ……昭和14年1月～昭和14年8月28日
→防共協定強化問題などの対外政策で混迷を深める。
- ・ 安倍〔信行〕内閣 ……昭和14年8月30日～昭和15年1月14日
→内政 - 外交ともに政治力の弱体を露呈。
- ・ 米内〔光政〕内閣 ……昭和15年1月16日～昭和15年7月16日
→親英米的性格のため陸軍の攻撃にさらされる。
- ・ 第2次近衛〔文麿〕内閣 ……昭和15年7月22日～昭和16年7月16日
→新体制運動を推進、南進・三国同盟政策を決定。
- ・ 第3次近衛〔文麿〕内閣 ……昭和16年7月18日～昭和16年10月16日
→米国との妥協に失敗し対米開戦論に傾く。
- ・ 東條〔英機〕内閣 ……昭和16年10月17日～昭和19年7月18日
→東條の独裁的政治のもとで大東亜(太平洋)戦争を指導。

日本は当時、中国との泥沼の戦争〔事変〕状態をいつまでもつづけるほかになく、いっこうにその戦局が好転するみとおしがつかない状況にあった。日中戦争開始より3年が経過したころ、近衛文麿の口から「新体制」なる標語が喧伝され、これに応じて早速、室伏や本位田、谷口らの「新体制」解説本が公表された。それらは、日本「皇国臣民に対する政治経済的生活」の心得を説いていたからまさしく、戦時体制下における「人間存在のありかた」⇔「行為即生活」をわかりやすく啓示する書物として、たいそう好評をえたわけである。

昭和15年6月の近衛文麿「新体制」談話に先行して、ある話題作が発売された。それは、昭和14年12月に公刊の笠信太郎『日本経済の再編成』(中央公論社)である。本書は相当の

12) 三宅正樹編集代表『大陸攻略と戦時体制 昭和史の軍部と政治2』第一法規, 昭和58年, 150頁。

13) 三國一朗『戦中用語集』岩波書店, 1985年, 64-65頁。

14) 各内閣の特徴づけに関する表現は、神田文人編『昭和・平成現代史年表』小学館, 1997年, 151-152頁参照。

売行きで、発売後3か月間に19刷を重ねていた。笠信太郎が訴えたのは、どのようなことか。

新らしき原理と動力とをもつ経済体制が成立してゐないからである。経済の新体制が同時に新しき労働体制を抱擁し得るやうな、対立的要素を克服した地盤が与へられなければ、国民の再組織といふことは言葉だけに終るであらう。ゆゑに、議会政治の形態が問題なのではなく、その内容が問題であるに過ぎない¹⁵⁾。

笠信太郎は、戦時体制をつづけてきた日本経済のゆきづまりを踏まえ、「経済の新体制」をてこに「新しき労働体制」を打ちたてて、「国民の再組織」＝国家全体の新体制を構築することを訴えたのである。笠のとなえた経済体制理念「論」は、具体的には「経済新体制確立要綱」の決定〔昭和15年12月7日〕につながる要素をもっていた。ただしこの要綱原案は、資本主義体制本来の経済理念と必らずしも無矛盾的なものではなかった。

すなわち、笠信太郎『日本経済の再編成』は「利潤追求抑制」や「資本と経営の分離」の考えを提唱しており、これが「経済新体制確立要綱」の骨格となっていた。同書の発行は知識層の好評をえ、ベストセラーとなった。だが、右翼方面はその論旨を曲げて、共産主義理論の宣伝であると攻撃した。

昭和15年10月12日大政翼賛会が結成されたとき〔近衛文麿総裁が「大政翼賛の臣道実践」とあいさつ〕、当時朝日新聞社員だった笠信太郎は、企画局経済組織部長に擬せられた。だが、右翼からの脅迫状が山のように舞いこみ身辺の楽観を許さぬような状態となった。この状況をみた朝日新聞主筆の緒方竹虎は、「戦争下の欧州視察」という名目で、笠に欧州駐在を命じた。事実上の逃避、国外脱出であった¹⁶⁾。

「経済新体制確立要綱」はその原案に「公益優先・経営と所有の分離」という主張を盛りこんでいた。これに対して、財界のみならず、会社人出身の閣内大臣〔当時商工大臣の小林一三〕あたりから反対が出て、「袋だだきをくって腰骨も牙も爪ももぎとられた張り子の虎」となる案に落ちついた¹⁷⁾。

「経済新体制確立要綱」が決定したのは、笠信太郎『日本経済の再編成』が刊行されて1年後であった。この時機に合わせたかのように高橋亀吉は、『戦時経済と新経済体制』（大日本雄弁会講談社、昭和15年12月）を公表する。本書は、経済〈新体制〉の建設に必要な条件を、つぎの3点のように概述した。

(1) 「政府行政機構の改革」……新経済体制への改編問題の根幹は、民間機構よりも、むしろ政府がわそのものの統制機構の改変がその根本をなすのである。

1) 計画経済の企画とその執行とが、総合的、有機的、かつ敏活にできうる機構をもつこと。そのためには、自由経済を背景とする従来の各省割拠の権限をこのさい揚棄させて、これを総合的、一元的に統括しうる、強力な中核となる総合省を創る必要がある。

1)-i) 商工業、農業、労働、運搬など、経済の根本要素は、これを一元的に、一定

15) 笠信太郎『日本経済の再編成』中央公論社、昭和14年、序5頁。

16) 室賀定信『昭和塾』日本経済新聞社、昭和53年、100-101頁。

17) 安藤良雄編著『昭和史への証言 第3巻』原書房、1993年、192頁。

目的のために有機的に統括しうること。

- 1)-ii) 現在別々に分離されているところの企画とその執行とのあいだに、緊密な有機的、一元的関係をもたせ、その企画および執行の完全化を図り、責任を明らかにすること。
- 1)-iii) 以上の観点から、さらに必要なことは、物資動員計画と、予算編成と、資金統制と、為替管理とが、現在異なる所管に分離しているのを一元化すること。
- ロ) 自由経済を基礎として発達した各省従来の所管事務を、計画経済時代に適応するように改編すること。所管事務はたとえば、機能的に分け、農林省を食糧省に改編し、労働所管を産業の重大要素として経済省で一括するかごとき一大改編をおこなう必要がある。
- ハ) 計画経済をもっとも能率的におこなうためには、技術、労働能率、原価計算、事務経理などの内容が正確に知悉され、これにしたがい技術の統制・その他がおこなわれなければならない。これらの目的を一元的、有機的に達成できるような大規模の官庁を経済省のもとに新たにもつ必要がある。

(2)「計画経済機構と官吏制度の改革」……計画経済の円滑なる遂行には、行政機構の改編とともに、官吏制度の改革が併せて絶対的に必要である。統制の任に当たる官吏の適格なりや否やに関する問題に帰するのである。しかも、その官吏は、担任事項・事務についての専門家でなければならず、その全責任を負うことになる。

要するに、経済統制を担当する官吏の性質は、従来の官吏とはいちじるしくちがうべきであって、譬えば、従来の官吏と民間経済人とをくわえてこれを2で割ったような、新しい型の官吏と民間人とが新たに発達しなければならない。このことは、ただに官吏のみでなく、民間がわ経済人の性格についていっても、まったく同様のことが必要である。

(3)「経済新体制における民間経済機構」

- 1) 計画経済の遂行、すなわち経済統制の実行を円滑にし、民間の積極的活動を促すため、民間みずから計画経済の執行に当たりうる機構であること。
- ロ) すすんでは、当業者の貴重な技能をもって、それぞれ専門の分野において計画経済の企画に参画することが、国家としても、財界としても必要であるが、それにはいかなる経済機構をもつべきか。
- ハ) 以上両者の責務をはたすためには、公益を私益に優先させ、しかも各人の技能と熱意とを最善に発揮できるような、産業の自律的回転が必要であるが、その構造いかに。

新経済体制下の民間経済機構は、以上の3大目的が有機的に達成できるものであることを絶対必要とする。そのためには、従来のような自由経済的経済機構に、相当根本的な改革をくわえることが必要である。それは単に、当業者の「心の入れ代え」のみで解決できる問題でもなく、また従来の経済団体そのまま、その責任をはたしうるものでもない。

要するに、新経済体制は、政府がわの統制経済機構と、民間経済機構と、その執行を担当する官吏および民間経済人の改革とが三位一体をなさねばならない。とともに、国民一般がこれに適格である生活新体制をもたねばならない¹⁸⁾。

18) 高橋亀吉『戦時経済と新経済体制』大日本雄弁会講談社、昭和15年、251-257頁。

戦時体制中、笠信太郎の提唱した「経済新体制」の理念が、実際にどのくらい実現していったか、あるいは、高橋亀吉が解説した「新経済体制」の方途が、現実にどれほど整備されていったかという論点はさておき、前田のばあいは、「産業報国運動」方面における、いわば「労働新体制」の内部的な問題にかかわる勤労理念＝産業道が、関心事であった。こちらの新体制「労働」論は、戦時日本の資本主義機構そのものの改変、「国民の再組織＝国家全体の新体制」化を、直接に唱道するものではなかった。くわえてまた、前田自身が大企業の幹部となって会社利益＝私益じたいのために働く人間であり、しかも、彼が提唱し講述する内容は、当時における国粋右翼の路線を先導するとき性格のものだったから、前田の身辺においては、笠のように危険な状況に追いこまれる心配はなかったのである。

笠は、当時日本における資本主義体制の戦時的再編成を（日本経済の再編成）という題名のもとに要請した。だが、前田はその体制の枠内において産業界の「実情に即した実践運動」にたずさわり、労務担当管理職の立場から経営理念を語った。前田は、骨抜きになった経済新体制確立要綱「成案」に沿って労務理念を語る道をとった。「産業報国運動は「産業道」と「産業魂」の確保を期する」といい、大勢に即し、時局にかなった実践的理念を叫んでいた。

ここで、戦前・戦中期の『東京朝日』の毎年元旦に掲載される「皇室写真」（裕仁「皇太子→天皇」）を分析した論者の見解を聞こう。

- ・1922〔大正11〕年は、「陸軍歩兵少佐の御正装」
- ・1923〔大正12〕年からは、「モーニング姿」
- ・1924〔大正13〕年は、結婚式直前の裕仁と良子ながこ
- ・1925〔大正14〕年は、「政務をみそなわす摂政殿下」
- ・1926〔大正15〕年は、顕微鏡をまえにした「生物学御研究の摂政宮」
- ・1927〔昭和2〕年以降1946〔昭和21〕年まで、平服姿の裕仁は登場しない。昭和を迎えて天皇になった裕仁は、元旦の写真からおおむね姿を消してしまう。だからといって、元旦の新聞写真の平和路線がなくなったわけではない。
- ・1928〔昭和3〕年以来、裕仁に代わって彼の子どもたちが元旦の紙面を飾るようになった。
- ・1937〔昭和12〕年、1940〔昭和15〕年、1941〔昭和16〕年には裕仁夫妻もくわわった家族全員の写真がかかげられたが、夫妻の写真は、1931〔昭和6〕年配布の御真影を組みこんだものである。ただ当時は、現在のように各紙統一されていたわけではなく、写真のつかいかたは新聞によってちがいがあ
- ・1939〔昭和14〕年が《例外》であり、突然「軍装の天皇が単身登場」する。日中戦争の長期化を背景に、国民を鼓舞するためだったと思われる。
- ・1944〔昭和19〕年、1945〔昭和20〕年になると、さすがに家族の写真は消え、陣頭に立つ軍装の天皇が各紙いっせいに登場する。出征や疎開で、家族離散している国民生活に配慮したと思われる¹⁹⁾。

19) 加納実紀代『天皇制とジェンダー』インパクト出版会、2002年、205-206頁。

なかんずく、1940〔昭和15〕年6月24日に《新体制》なる用語が近衛文麿の発声によって音頭とりされた現実的な意味は、いったいどこにあったのか。それはまず、本格的な戦時体制の継続的な負担に呻吟してきた、当時日本帝国＝「国家⇔知識人⇔臣民の三角関係」全体を、あらためて問いなおすことであった。そしてつぎに、そこに生きる人々の〈行為と生活〉の意識を新たに仕こみなおし、〈生き生きした営為〉＝「戦争継続への〈新たな覚悟〉」を、いま一度鼓舞することであった。そのような国家的意図において端的に反映されていたものは、戦時日本の政治経済社会が突きあたっていた「多種多様なかたちでの隘路・障碍・難局」であった。

前田『新産業道読本』昭和16〔1941〕年の見解については、すでに筆者が批判をくわえてきた論点が多い。ただ、a)以前は「私生子だった会社組合がいまや、堂々たる嫡出子となった」と把握していた点に留意をうながすとともに、また、b)日本の歴史においては、「皇室の名によりて一部特権階級のために民衆圧迫の暴虐政治・搾取政治がおこなわれたことがない」という、「噴飯ものの断言：歴史に無知な〈皇室擁護美化論〉」を弄していた点を指摘しておく。

次項 5)につながる論及として前田はとくに、労働争議件数とその「参加人員」に関連させて「鮮人労働者の移入」の問題を指摘していた。前田は、昭和14〔1939〕年度に労働争議「参加人員」が倍加したことを〔「本稿（その1）」に前掲の、表4「労働争議の調停と推移（1930～1940年）」参照〕、「鮮人労働者の移入により、この方面に争議の続発を見た結果の特例である」と断わっていた²⁰⁾。

もともと、昭和15〔1940〕年のなかごろ、内務省当局の強要によって旧交総〔日本交通労働総同盟〕傘下組合、総同盟、海員組合なども解散させられ、そのあとに産業報国会を全国一元組織として整備した「勤労新体制」が成立した。そのころには、全面戦争の長期化によって、国家は労働者保護どころか、国家総動員法を発動して低賃銀を強要せざるをえず、労働者の不満の矛先がみずからに向けられることを過敏なまでに警戒するようになっていた。産報の多くは、資本の労働者支配を国策の名のよりの補強し、労働者に一方的な勤勉を強いることによって、下からの参加を欠いた官製組織としての性格を強めていた。そのなかで旧組合幹部・活動家の国家と産報に対する期待は急速に後退した²¹⁾。

ここで、当時日本の政治的は判断状況を、すこしかいまみておくことが有益である。

昭和16〔1941〕年7月2日、9月6日、11月5日、12月1日と4次の御前会議を積みかさね、昭和天皇以下の宮中 - 政府 - 軍部の最高首脳がその意志を一致させ、「聖断」によって破滅への戦争が決行された。御前会議には憲法上の根拠はない。統帥部は国務に属する宣戦に関与できず、国務の担当者は統帥に参与できないという矛盾が御前会議という方式と天皇＝大元帥による決定＝「聖断」を必要とした。国家と国民の命運を左右する重大方針が、帝国憲法を無視し、密室内の密談によって決定された。天皇制立憲主義の立憲主義的側面は完全に崩壊した。

一方、政党は消滅し、大政翼賛会を中軸とする翼賛体制が形成され、帝国議会は政府の

20) 前田『新産業道読本』123頁。

21) 三輪泰史『日本ファシズムと労働運動』校倉書房、1988年、273頁。

諸政策を無批判的に肯定する「翼賛議会」となった。基本的人権と市民的・政治的自由は徹底的に剥奪され、全国民が町内会 - 部落会 - 隣組によって画一的に組織された。ここでも立憲主義は完全に崩壊した。二面的帝国主義の変質とならんで、天皇制立憲主義も天皇以下の宮中グループと軍部とが相互依存的に国家権力を分有する専制的政治体制＝天皇ファシズムに変質したのである²²⁾。

結局、「新体制運動」とはなんであったのか。伊藤 隆は、以下のように説明する。

a)「目的」 新体制運動は、1930年代のはげしい国際環境のなかで生きのこるために、帝国憲法の改正ないしその弾力的運用もふくむ、全政治 - 経済 - 社会体制の変革をめざす運動であった。変革され打倒すべき「旧体制」は、財閥を中心にその政治的代弁者である既成政党であり、その輩下にある旧官僚であり、新しい状況を認識しない軍官僚＝軍閥であり、天皇をとりまく官廷官僚であるという認識であった。

b)「具体像」 創られるべき新体制は、独伊によって統一された〈欧州新秩序〉、それと提携した日本を中心として〈東亜ブロック＝東亜新秩序＝大東亜共栄圏〉、そして、〈ソ連圏〉、〈アメリカ圏〉の4大広域支配圏の形成であった。日本の歴史的役割は、西欧＝自由主義を基礎とした資本主義体制の帝国主義的植民地支配からのアジアの解放であった。東亜共同体、東亜新秩序、東亜連盟、大東亜共栄圏。

日本は、英仏などの植民地帝国を打ちやぶり、東亜を「解放」するために必要な「高度国防国家」を建設する。そのためには、日本の産業の飛躍的発展、自立した高度な重化学工業化を阻害している資本主義体制が変革されねばならない。国家的な視点での経済の統制が必要とされた。ドイツ・イタリアのみならず、ソ連の共産主義的統制経済も英米においても拡大しつつあった、経済統制→生産の向上が範とされなければならなかった。

当時ベストセラーになった笠信太郎『日本経済の再編成』昭和14年12月は、「個々の私的資本の利害を超えた新しい経済体制が必要であり、それによってのみ産業の高度化、つまり国防国家の建設が可能であるのだ」と主張した。

c)「方法」 そうした経済統制は、経済に対する政治の優位によってのみ達成できる。旧体制は経済による政治の支配であり、その実体は財閥を背景にこれとむすびついた既成政党・旧官僚の支配であった。既成政党は解体され旧官僚は放逐されなければならない。国家目標は日本においては天皇によって基本的にしめされており、それを全国民が輔翼する体制が必要とされた。

そのような前衛「党」をいかにして形成・確立するかが第1であった。社会大衆党や東亜建設国民連盟加盟の「革新」諸団体、そして、広く官民の各機関や大衆団体の事務局的なところに散在していた人びとを結集することが、「党」を結成することであった。だが、問題は、最高指導者に仰ぐべき人物はほぼ近衛文麿に限定されていたことだった。それは、彼の「革新」性とその天皇に近い「高貴な出自」とによる近衛の「人気」を背景としてものであった。

d)「現実」 以上のような構想が、なぜ実現できなかったのか。近衛文麿の問題がある。近衛には大衆的人気があったが、けっしてカリスマではなく、その人気のひとつは天

22) 江口圭一『日本帝国主義史研究』青木書店、1998年、86頁。

皇家との近さという出自にあった。しかも、性格的には積極性を欠いた彼は「指導者」タイプではなく、かつがれ型の政治家であった。独裁者タイプの政治家でもなかった。

それでも近衛がかつがれたのは、すべての政治勢力から「悪く思われていない」こと、つまり当時の大義名分であった「挙国一致」を標榜しながら、上から「党」をつくっていくために必要欠くべからざる存在だったからである。そのような人物はほかに存在しなかった。

「挙国一致」の必要性は、どの政治勢力も異論をとねえれない。だから、新体制運動はきわめて強い正統性を主張しえた。だが、同時におおきな抵抗、つまり、さまざまな次元の「現状維持」派の反対との実力的な対決を避けようとするかぎり、どの程度にか、既存の諸政治勢力をとりこみ、政策的にも譲歩した、連合体的な政治組織にならざるをえない。切迫した情勢のもとでの「変革」は団結をそこなうという反対派の論理も強かった。それゆえ、近衛の決断こそが鍵であった。しかし、最終的には彼はそれを決意できなかった。

e)「結果」問題は単に、近衛の個人的決意の問題には帰着しえないものであった。政党や財閥など旧体制派の力が過小評価できなかった。軍をふくむ官僚機構のなかには多くの「革新」派が存在していたとしても、日本の政治官僚機構じたいの利害と直接に関連したところで生じた、機構そのもののおこした反撥の力もきわめておおきかった。「党部」と「軍部」という2本建てとしても、その関係の構築は困難であった。内務省のばあい、大政翼賛会の支部長が知事と別建てとなったとしたら、地方行政は二重構造になって混乱するとして、あくまでも反対した。

近衛はさまざまな勢力の上に乗っていたから、自分の足元でおこりはじめたそうした動揺をまえにして退却しはじめた。彼はあとを内務省に托したことにより、この「白足袋革命」は失敗に帰した。大政翼賛会は、新体制運動によって活性化した国民の中堅層を内務省が指導しながら、政府の運動組織として改組されるにいたった²³⁾。

以上「新体制運動」の経過は、第2次世界大戦の勃発と連動した動静であった。

西ヨーロッパにおけるドイツの勝利は、日中戦争の泥沼化に悩みぬいている日本に、すさまじい衝撃と興奮をよびおこした。新聞は連日のように、政治・国際・社会の各面を欧州戦局のニュースでうめ、特大活字の見出しで、ドイツ軍の勝利を報じた。ゆきづまった経済を打開する豊富な資源が、本国のなくなった仏印（仏領インドシナ）や欄印（欄領東インド、現インドネシア）には眠っている。「棚からボタ餅」式に、それを手に入れるチャンスではないか。まさに「天佑神助」ともいふべき好機が到来したと、軍部も政府も政党も世論も浮き足だったのである。

「バスに乗り遅れるな」と色めきたったのは、軍部ばかりではなかった。世界情勢の激動に対処し、ドイツの「ヨーロッパ新秩序」に呼応して、南方をふくめた「大東亜新秩序」をつくりあげよう、そのためにも、ドイツのような強力な国内政治の「新体制」が必要だ、という声が、政界・言論界にひろがっていった。

政界でその動きをはじめたのは、近衛文麿をかつぐ新党樹立の運動であった²⁴⁾。

23) 伊藤 隆『近衛新体制—大政翼賛会への道—』中央公論社、昭和58年、214-224頁。

24) 昭和の歴史第5巻、藤原 彰『日中全面戦争』小学館、1982年、247頁、256頁。

既述のように、昭和14〔1939〕年8月23日、独ソ間の「不可侵条約」がむすばれ、世界中が驚いた。日本の同盟国ドイツがソ連と手を握ったのである。日本が「ノモンハン事件（5月11日～9月15日）」でソ連と敵対しており、しかも日本軍の敗北（対ソ連）が決定的な時期だったから、その衝撃はおおきかった。

前掲、前田哲男『有事法制－何がめざされているか－』（岩波書店、2002年）は、「国家総動員法」のもとで1940年代の日本の労働組合がどのような運命をたどったかに触れ、ドイツ第三帝国政権下における、つぎの有名な話を引き合いに出していた。「ヒトラーのナチの下で共産党が非合法化され、社会民主党が非合法化され、労働組合が解散させられたあと、何が起きたかは、ニーメラー牧師が語っている」²⁵⁾。

当時、日本帝国主義のもとでは、なにがおきていったか。それは、昭和15年に近衛首相がとなえた「新体制」という「戦争体制」引締め策ののち、前田 一もかかわっていく戦争史が具体的に展開していくものであった。

森 喜一『労働者の生活』（岩波書店、1963年）は、「敗戦まで」「の段階で軍事的ファシズムに隷属する監獄的労働政策に移行、日本労働者階級を」、「ついに自主性をもつ労働組合法をはじめ、ほとんどの法的自由を奪われた環境に放置する出発となった」と、当時を指摘する²⁶⁾。

だが、「法的自由をうばわれた環境に放置」されたのは、日本労働者階級だけでなかった。日本の植民地・支配地域出身の〈人びと＝労働者階級〉が「奴隸的使役」に狩り出され、日本へ送りこまれて酷使された。彼らは、「地獄への近道」に日々追いたてられていた。

森 喜一の同書も多少だが、そうした事実に若干の頁を割き言及していた²⁷⁾。しかし、その記述はつけ足しの感をぬぐいえない。

5) 戦時期〔その3〕－『特殊労働者の労務管理』昭和18年11月－

前田 一は、昭和18〔1943〕年11月末日、『特殊労働者の労務管理』を5千部発行する。本書の序は、同年4月29日、つまり「天長の佳節に當りて」識されていた。この時期に書物を公刊できるのは、国家権力がわがその時局的な必要性をよほど認知してくれたからである。前田は、「当務者多年に亘る尊き汗と油より得たる体験の結晶である幸ひに鮮人・苦力の問題に関し何等かの示唆を与へ得るものがあれば欣快に過ぐるものはない」と、それまでに自身が体験してきた蓄積を誇っていた。

当時、「工場鉱山における労力構成の根幹たるべき本来の内地人労働者は既に給源の不如意を招来し、これを充足すべき労働力としては国民徴用令による徴用工を以てするほか、法令勤報隊、短期挺身隊、農閑期出稼労働者、転廃業者等の内地労力を以て彌縫するに止まらず、更に鮮人、華人、白人の外地労力を吸収し、今や労務管理の対象たるべき労働者の種類は、複雑多岐の様相を呈して居る」。とりわけ、「労務管理、煩瑣面倒、そんな問

25) 前田『有事法制－何がめざされているか－』52頁。

26) 森 喜一『労働者の生活』岩波書店、1963年、141頁。

27) 同書、165-168頁。

題に頓着なく、好むと好まざるとに拘はらず鮮人移入は『厳たる事実』となって出現して来た」²⁸⁾。

本書『特殊労務者の労務管理』の目次を紹介する。

前篇 鮮 人

- | | |
|----------------|------------------|
| 第1章 鮮人移入と官庁の方針 | 第2章 鮮人労務者の募集並に輸送 |
| 第3章 鮮人の訓練とその効果 | 第4章 作業面に於ける鮮人 |
| 第5章 鮮人寄宿舍 | 第6章 生活面に於ける鮮人 |
| 第7章 使用体験者は謂ふ | |

後篇 苦 力

- | | | |
|-----------------|--------------------|-----------|
| 第1章 総 説 | 第2章 難民的苦力 | 第3章 既経験苦力 |
| 第4章 農民層の募集苦力 | 第5章 募集の可能性 | |
| 第6章 俘虜・帰順兵苦力 | 第7章 苦力群を編成する把头制度 | |
| 第8章 苦力の特性 | 第9章 苦力の就業実情 | |
| 第10章 苦力移入上の当面問題 | 第11章 苦力移出と北支当務者の心境 | |

なお、前田『特殊労務者の労務管理』の内容紹介に入るまえに、事前に留意しておくべきことがある。

まず、旧日本帝国が鮮人〔朝鮮人〕労務者を日本本土に移入した形態は、時代順にこう区分できることである。なお、この「3期の時代区分」全体をまとめて適切に理解するには、坪内廣清『「募集」という名の強制連行』（彩流社、1998年）にも倣い、「強制連行」という題名のもとに統一的に総括しておくことが必要である。

◎「募 集」1939〔昭和14〕年9月～1942〔昭和17〕年1月

◎「官斡旋」1942〔昭和17〕年2月～1944〔昭和19〕年8月

◎「徴 用」1944〔昭和19〕年9月～1945〔昭和20〕年8月

つぎに、朝鮮人強制連行とは「朝鮮人戦時労務動員」を意味することである。すなわち、日中戦争 - 太平洋戦争時に、国家総動員法にもとづき1939年から実施された労務動員計画〔1942年からは国民動員計画と改称〕は、前述のように「募集」「官斡旋」「徴用」の方式により、朝鮮人を労働者として朝鮮から日本本土・樺太・南方地域へ強制的に集団移動し、戦時生産に協力させたのである。また、朝鮮内や日本本土内で、国民徴用令により朝鮮人が労働者として強制的に徴発された。さらに、陸海軍の命令により、軍要員労働者や従軍慰安婦²⁹⁾として朝鮮人が強制的に徴発された。多くのばあい、強制的な移住がともない、家族離散や消息不明などのさまざまな問題が生じたことから「強制連行」と称されている²⁹⁾。

注) 従軍看護婦に似たことばとして問題のあるこの表現：「従軍慰安婦」の論点については、ここで詳論しない。ただ、本文につぎの引照をしておく。

28) 前田 一『特殊労務者の労務管理』山海堂出版部、昭和18年、序3頁、序1頁。

29) 戦後補償問題研究会編、代表 姜 在彦『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』明石書店、1991年、25頁。

従軍慰安婦に集約される権力の図式は、「国家権力＋営利企業＋家父長的性差別と暴力的支配＋植民地・人種差別」である³⁰⁾。関連する文献や資料集は多くある。1冊のみ紹介する。日本軍慰安婦問題の全体像，全展開過程を描いた文献としては，吉見義明・林 博史編著『共同研究 日本軍慰安婦』大月書店，1995年。

なお，労務動員計画の全貌に関する資料として，戦後補償問題研究会編『戦後補償問題資料集第1集・第2集』（同会，1990年12月・1991年5月。非売品），金 英達・飛田雄一編『朝鮮人・中国人強制連行・強制労働資料集1990，1991，1992，1993，1994』（神戸学生青年センター出版部，1990年，1991年，1992年，1993年，1994年）がある。

ここで，朝鮮人戦時労務動員の全期間，1939年から1945年に関する表7-1「強制連行朝鮮人労働者数（日本国内分）」，表7-2「朝鮮人労働者対日本動員数」，表8「各年度労務動員計画朝鮮人労働者数」，表9「労務動員計画朝鮮人就労先」，表10「朝鮮人軍要員送出状況」，表11「朝鮮人学徒志願人数」，表12「朝鮮人徴集人員一覧」を参照する。

表7-1 強制連行朝鮮人労働者数（日本国内分） (人)

	合計	炭 坑	金属山	土 建 業	工場など諸産業
1939年	38,700	24,279	5,042	3,379
1940	54,944	35,431	8,069	9,898	1,546
1941	53,492	32,099	8,988	9,540	2,865
1942	112,007	74,576	9,483	14,848	13,100
1943	122,237	65,208	13,660	28,280	15,089
1944	280,304	85,953	30,507	33,382	130,462
1945*)	6,000	1,000	2,000	3,000
1939 ～45年	667,684	318,546	75,749	107,327	166,062

注記) *)は1945年4月より6月まで推計。厚生省労務局。なお，表7-2の注記も参照。

出所) 姜 在彦・金 東勲著『在日韓国・朝鮮人－歴史と展望』労働経済社，1989年，43頁。明らかな合計誤植は訂正。

日帝は，19世紀第4四半期より20世紀前半期，韓国・朝鮮を侵略，支配し，植民地として統治した。その間，日本内地〔本土〕には被植民地の人々が多く流入・移入〔流浪・移住〕した。同様の現象は，欧米帝国主義とその植民地の関係においても，歴史的現象として観察できるものである。

敗戦時の日本本土には，表7～表12などの数値に表わされた朝鮮人も当然ふくめ，210万人余の朝鮮人が居住するにいたっていた。敗戦の年，日本国内（内地）に居住していたと推計される「日帝国籍人口の約6千6百万人」に対する在日「朝鮮人」の人数比率は，3%を超えていた。

30) 三宅明正・山田 賢編著『歴史の中の差別－「三国人」問題とは何か－』日本経済評論社，2001年，157頁。

表7-2 朝鮮人労務者対日本動員数

(人)

	計画数	石炭山	金属山	土 建	工場其他	計
1939年	85,000	34,659	5,787	12,674	……	54,120
1940	97,300	38,176	9,081	9,249	2,892	59,398
1941	100,000	39,819	9,416	10,945	6,898	67,098
1942	130,000	77,996	7,632	18,929	15,167	119,821
1943	155,000	68,317	13,763	31,615	14,601	128,296
1944	290,000	82,859	21,442	24,376	157,795	286,432
1945 ^{*)}	50,000	797	229	836	8,760	10,622
計	907,300	342,623	67,350	108,644	206,073	724,787
敗戦時現在数		121,574	22,430	34,584	86,794	365,382

原注記) 1944年度計画数は年度中途に置いて326,000に変更された。*) の1945年計画数は第1四半期計画として設定されたものである。

注記) 表7-1「強制連行朝鮮人労働者数(日本国内分)」における数値との関連性で検討の余地もあるが、ここでは支障ないものと判断し、とくに言及しない。

出所) 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査3 朝鮮篇(下)』〔通巻第10冊 朝鮮篇第9分冊, 第20章「在外朝鮮人の保護」第21章「戦争と朝鮮統治」〕法仁文化社(韓国ソウル市), 68頁。

在住する朝鮮人の比率が多かった大阪市は敗戦の年において、同市の総人口のうち1割(10%)を超えていた。敗戦後、日本に残留した60万人ほどの朝鮮人は、日本国籍をその後取得した韓国・朝鮮人なども計算に入れれば、同じ民族的出自を継承する100万人以上の集団として、この日本全国津々浦々に溶けこんで生活している。なかでも、前田の言を借りれば、日本に移住するにいたった韓国・朝鮮人は「厳たる事実」であり、歴史を越えていまなお、この地に存在してきたわけである。

だが、敗戦時まで日本〔の国家と民族〕がかたくなに保持していた対朝鮮人観は、いまだ完全に払拭されたとはいえない状態にある。というのは、就業機会均等の原則的保障の領域で観察すればわかるように、在日する外国人〔主に韓国・朝鮮人〕に対する偏見・差別が完全になくなったと確認しうる現実的条件が、いまだ形成されていないからである。現代の日本社会のなかに根強くのこる隣国人差別の歴史伝統的な病理精神は、明治以降の対アジア観によって根づいたものである。日本社会における差別問題のひとつでもある在日外国人に対する処遇をめぐっては、今後もお時間をかけて、その改善のための努力が必要である。

いずれにせよ、戦時体制期に日本人が原体験した異国人労務者との協働形態は、この21世紀にかたちをかえ、新しい環境条件のもとで構築されることを迫っている。それゆえ、21世紀の現在、20世紀半ばまで旧日本帝国が体験してきた「特殊労務者」との邂逅体験になんらか示唆を汲みとろうとする試みは、けっして軽視されてならない。

表8 各年度労務動員計画朝鮮人労務動員数 (人)

(会計年度)		計画人数	移入人数
1939年度	合計	85,000	53,120
	日本本土	} 85,000	49,819
	権 太 南洋群島		—
1940年度	合計	97,300	59,397
	日本本土	88,800	55,979
	権 太 南洋群島	8,500	2,605
		—	814
1941年度	合計	100,000	67,098
	日本本土	81,000	63,866
	権 太 南洋諸島	1,200	1,451
		17,800	1,781
1942年度	合計	130,000	119,851
	日本本土	120,000	111,823
	権 太 南洋群島	6,500	5,945
		3,500	2,083
1943年度	合計	155,000	128,350
	日本本土	150,000	124,286
	権 太 南洋群島	3,300	2,811
		1,700	1,253
1944年度 (この年度は 12月末まで)	合計	290,000	228,320
	日本本土	29,000	228,320
	権 太 南洋群島	—	—
		—	—
1945年度	(不詳)		
1939年~44年 12月の総数		計画数合計 857,300	移入数合計 656,137

注記) 軍要員労務者・満州開拓民・日本本土既住朝鮮人は含まれていない。朝鮮総督府財務局「第86回帝国議会説明資料」(近藤鋳一編『太平洋戦争下の朝鮮(5)』友邦協会, 1964年, 167-169頁)。

出所) 戦後補償問題研究会編, 代表 姜 在彦『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』明石書店, 1991年, 29-30頁。

表9 労務動員計画朝鮮人就労先

(人)

	石炭鉱山	金属鉱山	土木建築	工場その他	合 計
対日本本土	320,148	61,409	129,664	122,872	634,093
対 樺 太	10,509	190	5,414	—	16,113
対南洋群島	—	—	—	5,931	5,931
合 計	330,657	61,599	135,078	128,803	656,137

注記) 前掲「第86回帝国議会説明資料」。なお、原資料の数字の誤植部分は補正したうえで集計している。

出所) 戦後補償問題研究会編, 代表 姜 在彦『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』明石書店, 1991年, 35頁。

表10 朝鮮人軍要員送出状況

(人)

	日本本土	朝鮮内	満 州	中 国	南 方	合 計
1939年	—	—	145	—	—	145
1940	65	—	656	15	—	736
1941	5,369	1,085	284	13	9,249	16,027
1942	4,171	1,723	293	50	16,159	22,396
1943	4,691	1,976	390	16	5,242	12,315
1944	24,071	13,575	1,617	294	5,885	45,442
1945	31,603	15,532	467	347	—	47,949
総 数	69,997	33,891	3,852	735	36,535	145,010

出所) 『日本人の海外活動に関する歴史的調査 2 朝鮮篇 (上), 3 朝鮮篇 (下)』ソウル: 浩仁文化社, 1987年。

出所) 戦後補償問題研究会編, 代表 姜 在彦『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』明石書店, 1991年, 37頁。

表11 朝鮮人学徒志願人数

	適格者数	入隊者数 (%)
在 朝 鮮	1,000	959 (96)
日本から帰省中	1,529	1,431 (93)
日 本 残 留	1,400	719 (51)
9月短縮卒業	1,574	941 (59)
就 職 中	700	335 (47)
計	6,203	4,385 (70)

注記) 1944年8月作成『朝鮮総督府84回帝国議会説明資料』

出所) 姜 徳相『朝鮮人学徒出陣』岩波書店, 1997年, 370頁。

表12 朝鮮人徴集人員一覧

(人)

	陸軍現役兵	第一補充兵	海軍兵	計	制度区分
1938年	300	100		400	特別志願兵
1939	250	350		600	特別志願兵
1940	900	2,100		3,000	特別志願兵
1941	1,000	2,000		3,000	特別志願兵
1942	2,250	2,250		4,500	特別志願兵
1943	3,200	2,130		5,330	特別志願兵
	(3,457)	(430)		(3,893)	学 徒 兵
				16,830	
				(3,893)	
			[3,000]	[3,000]	海軍特別志願兵
1944	45,000		10,000		徴 兵
1945	45,000		10,000		徴 兵
計	101,357	9,366	20,000	23,723	
総合計				154,446	

注記)「朝鮮人志願兵・徴兵の概要」付表、『朝鮮軍関係資料』防衛研究所図書館所蔵から作成。[]内は海軍特別志願兵。
出所)樋口雄一『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』総和社、2001年、101頁。

それでは、前田『特殊労務者の労務管理』の本文記述にすすむもう。

『特殊労務者の労務管理』の前篇「鮮人」は、朝鮮から日本に流入する人々をとらえてつぎのように、多少「バラ色」に描いていた。

凡そ労務者の移動する一般的原因としては学者の所謂社会的、経済的に、よりよき生活条件を求むるに因ること、換言すれば彼等が常に、よりよき職業と、より多き就業機会と、より高き文化享受を求むるにある事は、宛かも農村の青年が永年住み馴れたる故郷を捨て、都会へと流れ来る現象と軌を一にするものであって、鮮人労務者も亦未見の内地に対し無限の憧憬と大なる希望とを胸裡に秘めて渡来したものであらう事は謂ふまでもない³¹⁾。

この記述のあとにつづけて前田は、当時「朝鮮内部に於ける特殊事情に支配された事を看過するわけに行かない」と断わって、朝鮮と日本をめぐる労働経済移動関係の具体的諸事情、いわゆる〈プッシュ〉と〈プル〉の要因を、6箇条挙げて説明していた³²⁾。

日帝植民地下におかれた朝鮮および朝鮮人が、いかほど政治社会的に抑圧され、経済現実的に悲惨な生活状態に追いこまれていたかは、前田の「特殊事情に関するその説明」につくされている。それにもかかわらず、当時の朝鮮人たちが「日本に気軽に稼げにでもきた」かのように記述する筆致は、歴史上の事実を意図的に歪曲した「質の悪い潤色」を教えるものである。

31) 前田『特殊労務者の労務管理』8頁。

32) 同書、8-9頁。

簡潔にいうなら、当時「朝鮮半島は監獄のような状況が続いたのである」³³⁾し、かといって、日本に流入してきた朝鮮人には、「地獄のような労働現場」＝特殊事情が待ちかまえていたのである。ともかく太平洋戦争中、「鮮人労働者群は全国津々浦々に進出し、如何なる山間僻陬の地と雖も彼等の姿を見受けざる處なしといふ状態であった」。そこで、「鮮人労働者の大部分が土方、人夫等の何等技能を要せざる自由労働者である所以を考察す」³⁴⁾る。

はたして、朝鮮人労働者の労働生活に関する実態は、こう整理されていた³⁵⁾。

- a) 概して、小作農民なるため機械工業の訓練に適応せず、したがって熟練を要する各種工業上において能率が低いこと。
- b) 大多数は知識程度が低く、かつ内地語を解する者がきわめて少ないこと。
- c) 定着性が乏しく、ようやく技術が熟練度に達せんとするきわにて、他に転ずる傾向があるため、企業家が備入を忌避すること。
- d) 内地人との折り合いが悪く、共同作業の実を挙げえないため勢い、生産工業より追放される傾向があること。

以上は、旧日本帝国がわにおける事情や必要と、その植民地下にあった地域出身者が有した資質や能力との関連性について、一方的かつ予断的に〈因と果〉を転倒させた解釈である。かつて、八紘一宇の日本精神が喧伝されたが、これは朝鮮人を2等臣民、中国人を3等臣民とみなす日本民族優等〔1等〕論であった。各民族を上下に階層づけた事由は、帝国主義者に特有な優越的先入観にみいだすことができる。それは、普遍的な真理性にほど遠い「虚偽のイデオロギー」の発現でもあった³⁶⁾。

上記事項のうち a) b) c) は、戦前の日本における日本人 - 日本民族〔小作農民出身の労働者〕にも妥当するものであった。a) 「小作農民（そのもの）出身」の労働者〔あるいはこれに相当する者〕が日本の労働世界においても存在しなくなったのは、戦後もだいぶ経ってからのことである。b) 半世紀まえまで、地方出身の日本人たちが使用する日本語〔各地方の諸言語：多くの内地語〕は、おたがいによくつうじなかつた。c) 労働者「定着性」の問題は、日本の企業が明治以来、継続的にその対策に苦心してきたものであった。

注) 三宅明正・山田 賢編著『歴史の中の差別』（日本経済評論社、2001年）は、旧「満州国」において3等臣民の地位におかれた中国〔満州〕人の待遇問題にふれている。

満州国高官だった古海忠之（1900-1983年。当時総務庁給与課長）は、「日本人は能力が高いから、当然俸給も高い」、「日本人は価格の高い食糧（米）、中国人はその安い食糧（高粱）を摂る。だから、日本人は給料が高くてよい」などといいはった。これに対し中国人がわは納得しなかつたけれども、満州国に駐在する関東軍という暴力装置を背景にした日本人官僚のいいぶん、すなわち「むきだしの人種 - 民族差別」が不当にもごり押しされたのである。この話は、「満州国」皇帝溥儀の自伝のなかに

33) 李 練『朝鮮言論統制史』信山社、2002年、452頁。

34) 前田『特殊労働者の労働管理』10頁。

35) 同書、11頁。

記述されていたものである³⁶⁾。

敗戦時、古海忠之は満州国の総務庁次長となり実質的な副総理格だった。古海は、ソ連に抑留されたのち中国に引きわたされ、戦犯裁判にかけられた。その過程での彼は、中国侵略の贖罪を告白したかのようにみえた。だが、実はそうではなく、うわべだけのザンゲだった。テレビ東京編、聞き手三國一朗『証言 私の昭和史5 終戦前後』（旺文社、1985年）では、つぎのように、ひらきなおった証言をのこしている。

「『満州国』の歴史を一口でいえば、日本の侵略的事蹟と理想国建設の事績が縄のようにからみ合ったものとでもいえる。「あの当時に、満州の地に民族協和した近代的理想国家とつくろうと日本民族が真剣な努力をした、このことを侵略だと片づける前に、私はそこに日本民族の優越性を感じ、また、一面このことは日本民族の誇りだという気さえします。私たちは侵略者でも、その手先でもなかった。よい意味での日本民族の選手であったと考えています」³⁷⁾。

ところが、旧日本帝国軍人および旧満州国関係者に対する「中国での戦犯裁判」を紹介した、新井利男・藤原 彰編『侵略の証言－中国における日本人戦犯自筆供述書－』（岩波書店、1999年）が公表されている。本書は、古海忠之が前段で断言したこと、つまり、自分が「侵略者でもその手先でもない」と食言したことを証明する資料を提示している。本書は、第2章「『満州国』の内幕」に古海の「自筆供述書」5点を収録し、中国人民に対して重罪を犯してきた事実を、古海が「心から」反省し謝罪した文書を提示している。

「偽満洲国に於ける経済統制に関する罪行」

「財政金融の面に於て中国人民を搾取した罪行」

「満洲国垂片政策に関する陳述」

「満洲勞工に関する罪行」

「満洲に於ける日本開拓政策に関する罪行」

筆者本稿の論旨に鑑み、古海の自筆供述書のなかから「満洲勞工に関する罪行」に聞いてみる。つぎのように自白していた。

「総合して観ずれば、中国を侵略し、中国人民特に中国勞工を侵害した私の犯罪は誠に重且大である。茲に私は自己の誤れる帝国主義的侵略思想の徹底的肅正を期しつつ、心から自己の嚴重な犯行を痛感自認し、認罪の上中国人民の裁きを待たんとするものであります」³⁸⁾。

しかし、三國一朗『証言 私の昭和史5 終戦前後』1985年において古海忠之は、自分が「侵略者でありその手先である」ことを全面否定していた。とはいえ、新井・藤原編『侵略の証言』1999年において〔戦犯管理所で1956～1957年ころに作成された文書〕は、そのことを素直に認罪していた。ごく単純に解釈するなら、「喉元過ぎれば

36) 三宅・山田賢『歴史の中の差別』206-207頁参照。

37) テレビ東京編、聞き手三國一朗『証言 私の昭和史5 終戦前後』旺文社、1985年、432頁。

38) 新井利男・藤原 彰編『侵略の証言－中国における日本人戦犯自筆供述書－』岩波書店、1999年、142頁。

熱さを忘れる」ではないけれども、「侵略でもなくその手先でもない」と古海は居直ったのである³⁹⁾。

古海忠之の死後ではなく存命中に、新井利男・藤原 彰編『侵略の証言－中国における日本人戦犯自筆供述書－』（岩波書店、1999年）に収録の、「自身の書いた認罪文書」が公開されていたら、古海がどのような顔をしたか、みものであった。思うに、1963〔昭和38〕年3月、中国18年間の拘禁から釈放され日本に帰国した彼は、事後の経過のなかでその文書が明るみに出てこないもように、安堵したらしい節がある。だが、「仏様」になってからではそれこそ、当該の認罪文書が日本で公表されたことをしる由もない。

ちなみに、日本国と中華人民共和国が国交を樹立したのは、1972〔昭和47〕年9月29日であり、両国が日中平和友好条約を調印したのは、1978〔昭和53〕年8月12日である。古海が死去するのは、1983〔昭和58〕年であった。

だから、古海忠之『古海忠之 忘れ得ぬ満洲国』（経済往来社、1978年6月）は、「満洲国」の由来や歴史、換言するならその「国家的犯罪と個人的罪行」を棚上げしたまま、「『民族協和する理想社会』が何時の日が、世界に大きく実を結ぶことを期待して止まない」などと、性懲りもなく復唱したのである⁴⁰⁾。

しかしながら、「民族虚構が実際に継続し、植民地政策や民族虐殺など過去の出来事の後遺症を今でも現実に引きずらされている在日朝鮮人やユダヤ人に対して、負債が連続している事実を無視して『過去の軋轢はもうそろそろ水に流してはどうか』などと言ってみても、説得力を持ち得るはずがない」⁴¹⁾と指摘されている点を参考に、古海の無反省ぶりを別決しておかねばならない。

古海は、満洲国において民族協和という「民族虚構」を「実際に継続」させた、政治的に重大な責任のある高級官僚であり、満洲における「植民地政策や民族虐殺など過去の出来事」にも積極的に関与してきた。敗戦後、抑留先のソ連から中国に押送され、とおして18年間も拘禁生活を強いられるなかで、満洲国行政にかかわった経歴を精神根底面で清算してきたはずに映った彼が、実は、仮面をかぶって「偽りの認罪」を披露したことになる。かりに、古海が中国で処刑されたりしていたら当然、帰国後において「前言をひるがえす」ような発言はありえない。

山田豪一『満洲国の阿片専売－「わが満蒙の特殊権益」の研究－』（汲古書院、2002年）は、新井・藤原編『侵略の証言－中国における日本人戦犯自筆供述書－』（岩波書店、1999年）が公刊された点に触れ、古海忠之「満洲国阿片政策に関する陳述」をこう論及している。

「古海の供述は、……古海自身の自発的な供述によるのではない点だ。撫順戦犯管理所で裁判を前にしての供述で、なるべく少なく供述するのは当然で、かれが供述書、また著書で述べたことは、かれが関わったほんの一部である」。古海は撫順では模範

39) 以上についてくわしい議論は、新井・藤原編『侵略の証言』93-107頁を参照。

40) 古海忠之『忘れ得ぬ満洲国』経済往来社、1978年、〔あとがき〕287頁。

41) 小坂井敏晶『民族という虚構』東京大学出版会、2002年、128頁。

囚の学習班長だったが、この件は満州国では極秘事項だからバレているはずがないと、黙りとおしたものと思われる。古海は、満州国における「阿片禁断方策」を先送りし、阿片を売りつづけた満州国高官なのである⁴²⁾。

日本帝国⇔植民地「朝鮮」に関する歴史条件的な環境要因を顧慮しないで、前述のように偏狭な立場をもって決めつけた他民族劣等視は、戦前日本に広く流布浸透していた朝鮮観、つまり、学問的にも歴史的にも根拠を欠くところの「a)封建停滞史観、b)民族劣等史観、c)朝鮮支配を当然視する日鮮同祖論」などに裏づけられた、一方的な先入観・蔑視観・優越感に依拠するものであった。

「彼等は極めて僅かな収入を得るに過ぎなかったが、その生活費も亦想像以上に低廉なもので、おそらく人間としての最低限度の生活を維持して居るに過ぎない状態であった」と同情しつつも、「失業の憂目に会ひ、困憊に陥りたる時の悲嘆失望の度は蓋し内地人労務者のそれと比較にならぬ激甚さであった斯かる事柄が朝鮮人の思想上、統治上憂慮すべき深刻なる問題である」という前田の記述は⁴³⁾、被支配者：被抑圧者・被収奪者の悲惨な生活状態におかれていた在日朝鮮人を、治安対策的見地に重点をおいて観察するものであった。

だから、昭和15〔1940〕年ころには、日本国内での基幹産業部門における日本人労働力の不足に悩む状況のなかで、「治安取締社会風教の方面を憂慮する当局の意嚮もあり、こゝに内地人労務者数に対し、鮮人労務者の移入限度の問題も論議せらるゝに至った」と、いわれていたのである⁴⁴⁾。

つぎに、前田『特殊労務者の労務管理』第3章「鮮人の訓練とその効果」の第4節「皇民訓練」以下から、鉱山労働において朝鮮人労務者にほどこされた〈行事要領の主要項目〉を紹介する⁴⁵⁾。

- ◎ 皇民訓練指導要領並に注意 ……〔皇大神宮〕〔天皇陛下〕〔大日本帝国〕〔忠君愛国〕〔朋友〕〔質素・物資愛護〕〔静励恪勤〕〔責任観念〕〔克己〕〔正直、沈着、非常訓練〕〔強健協力〕〔時局認識と臣道実践〕。
- ◎ 国語訓練 ……(1) 理解徽章制度、(2) 国語奨励金制。
- ◎ 作業訓練 ……1. 坑外訓練、2. 坑内訓練。
- ◎ 生活訓練 ……(1) 衛生指導、(2) 食事指導、(3) 日常礼儀指導、(4) 起床就寝指導、(5) 団体生活指導、(6) 貯蓄、送金、小使金指導、(7) 防空、防火、災害防止指導、(8) 外出、外泊、旅行指導、(9) 余暇指導。
- ◎ 体 練 ……1. 教練、2. 体操、3. 遊戯。
- ◎ 就労後の再訓練 ……1. 目標と方法、2. 指導的熟練工養成。

42) 山田豪一『満洲国の阿片専売―「わが満蒙の特殊権益」の研究―』汲古書院、2002年、354頁、664頁、893頁。

43) 前田『特殊労務者の労務管理』12頁、13頁。

44) 同書、16頁。

45) 同書、76頁以下。

◎ 不良者特別訓練。

以上に関する記述のうち、「食事礼儀に関する指導要領」からつぎの2項、a)「御飯に汁をかけ唐辛子を振りかける如き習慣を止めさすこと」、b)「出来る限り一定量の食事を給与すること」を抽出しておく。a)については、今日コリアン料理が日本に普及したことを配慮するまでもなく、色眼鏡をかけて他民族の食習慣を一概に断罪、排斥する〈食わず嫌い〉であったことは明白である。また、b)については、「一定量の食事」といってもその具体量が不明なのだが、重労働を強いながら飢餓状態に追いこむような〈戦時の一定量〉だったことは、歴史の事実が証明したところである。

つぎに、第4章「作業面に於ける鮮人」の各節項目を紹介する。

第1節「移動」は、1. 逃走の原因、2. 鮮人労務者逃走防止対策要綱＝石炭統制会＝、3. 再契約問題を、このあと、第2節「適性配置」、第3節「能率」、第4節「出稼率」、第5節「賃金」をとりあげていた。

「逃走防止」〔離職率低下防止策ではない！〕をかかげた項目などは、朝鮮人を働かせていた鉱山が「強制的な拘束をともなった労働現場」、「タコ部屋」だったことを示唆する。この事実は敗戦後、よりいっそう明らかになった。それでも、適性配置・能率・出稼率〔この逆が欠怠率〕、そして、〈賃金〉を論じた戦争中における鉱山経営の不振〔能率低迷、出稼率の大幅な低下傾向〕は、戦争遂行体制を積極的に推進すべき日本経済全体・産業各部門にとって重大な隘路となっていた。

現在では、戦時期における朝鮮人の強制連行に関する書物が数多く刊行されている。朴慶植の編著作はその代表格である（後述）。ここでは、べつの著作に関連事情を聞く。

戦時体制の進行にともない「軍隊への応召増大、また採掘を人力のみで行わざるを得なかったこと、坑内作業が重労働であるばかりでなく非常に危険であったことにより等鉱山は慢性的な坑夫不足であった」⁴⁶⁾。

呉〔銀燮〕さん〔2004年4月下旬で満81歳〕が〔19〕42年、休暇を取って〔現在の韓国〕江原道の実家から友人宅を訪ねたときのことだった。昼食をとっていたところ、郡の巡査と警察による思いもかけない「人狩り」を受けた。呉さんは当時、20歳だった。

呉さんは家族に連絡をとる間もなく、そのまま窓のない貨車に連れ込まれ、北海道の昭和炭鉱に送られた。現場では塵肺と過労がたたり1年後、肺結核になった。当時70キロあった体重は54キロに。呉さんは耐えられず、脱走した。小樽から帰国しようとしたところを警察にみつかかり、リンチの横行する「特殊タコ部屋」といわれる採炭現場に戻された。

解放後、呉さんは、日本の各地で死んでいった同胞の鎮魂供養を続け、遺骨があれば故郷に送り届けている。日本政府にはいまも補償を謝罪を求め続けている⁴⁷⁾。

さらに、鉱山の現場が「タコ部屋」拘束的な強制労働形態だったことは、つぎの説明が

46) 金 慶海・徐 根植・宋 成一・鄭 鴻永・洪 祥進『鉱山と朝鮮人強制連行』明石書店、1987年、4頁。

47) 『民団新聞』2004年4月28日、「強制連行体験を証言－韓国在住の呉銀燮さん NGO主催講座で－（東京・江戸川）。〔 〕内補足は筆者。

言及する。「朝鮮人強制連行者に対する名目上の期間は2年であったが1939年からの連行期間が終わる1941年秋ごろからは再契約による期間延長が強要された」。「日帝は、戦争の推移とともに全力を上げて皇民化政策を進め、朝鮮人の弾圧にあたったが朝鮮人労働者は賃金差別、待遇改善をはじめ、集団的、暴動的な抵抗を行った」⁴⁸⁾。

鉱山経営体だけの問題ではないけれども、太平洋戦争中強制労働に駆り立てた朝鮮人労働者たちから、日本の企業がどれほど剰余価値＝不当利潤を詐取していたか。その後、生き地獄のような戦時強制労働現場を生きのびてきた当事者たちが、そうした歴史犯罪的な争点を裁判闘争に訴えてもいる。当該問題をみずから戦争責任と自覚しえ、戦後処理の課題として真摯な態度でうけとめる日本の企業は、きわめてすくない。

朝鮮人を強制連行した大元の指導者である日本国政府各省庁、現地での労働実態に関する資料・情報を所有している地方自治体、そして、連行された朝鮮人を奴隷的な労働者として数多く使役し、超過利潤を獲得した企業などすべてが証拠を隠しとおしてきており〔ごく一部の会社は除く〕、歴史的事実への接近とその実証的解明を妨害してきた。いずれの組織・部署も、会社歴史の出来事〔戦時期の労働史部分〕を闇のなかに葬りさろうとしただけでなく、当然負うべきだった戦争責任－戦後処理の問題も、時の流れのなかに溶かしこみ薄めることをごまかし、その記憶を忘れようとしてきた。

前田『特殊労働者の労働管理』第6章「生活面に於ける鮮人」は、第1節「習俗清算すべし」と訴え、朝鮮人を「内地化生活に指導することが肝要である」ことを強調する。前田は「積極的に半島人に親しみ、彼等を研究してよく精神の存するところを酌取ってお互に温い交際をつづける様に仕向け、自発的に改めしむる様指導することが肝要である」と結論した⁴⁹⁾。

当時はすでに、朝鮮民族の伝統文化・習俗精神をいっさい認めないのが、日本帝国の基本的な方針であった。すなわち、一視同仁の虚偽性。したがって、前田のように朝鮮人労働者の「生活指導」にいちおうの理解心をしめしたにせよ、めざすところにおいては、相手の伝統的な生活様式を全面的に否定する、日帝がわの立場が堅持されていたのであれば、しよせんは「おためごかし」の論説だったことになる。

『特殊労働者の労働管理』の後編「苦力」は、苦力の意義に触れたあと、中国人苦力に4種類、a)難民的苦力、b)既経験苦力、c)農民層の募集苦力、d)俘虜・帰順兵苦力がある点を説明する。また、把頭〔一定人数の苦力集団＝労働者の組織単位をとりまとめ支配・指揮する役割をもつ親分〕の機能にも触れている⁵⁰⁾。

前田は、中国「農村余剰労働力の推算」をおこなうにさいして、勞工の「募集を阻害するもの」は、北支における日本軍の「治安における『点』と『線』と『面』」の問題だと述べる。

吾等が幼い頃寝物語に聴かされた『穴居する山賊』 — S路軍は丁度それと等しく、夜な夜な現はれては良民を襲ひ、財貨を奪ひ、人命を損ずる等、鬼畜の行為を敢てする

48) 金・ほか『鉱山と朝鮮人強制連行』13頁、15頁。

49) 前田『特殊労働者の労働管理』166頁、172頁。

50) 同書、181-182頁、198頁以降。

のである。進んでは鉄道線路を破壊し、列車を顛覆し、乗客を脅かし、貨物を強奪する。

治安上油断を許さないのは炭礦地帯が殊に甚だしい。……炭礦等の沿線等は、特に此等の蛆虫匪賊どもの頻り出沒する所である。……此等を掃蕩して北支の治安を点と線より「面」に迄拡大する日の一刻も早からんことを念願するものである⁵¹⁾。

1945年8月まで日帝は、他国である中国を侵略し、東北地域に満州国をでっち上げて建国した。さらに華北〔北支〕に軍靴を踏みこみ、華中・華南〔中支・南支〕まで戦線を拡げ、戦場とした中国各地に惨禍・辛苦をもたらしたのである。しかし、国家体制および資本家・経営者がわの忠実なイデオログ前田 一は、おのれの役柄にふさわしく前段のような語句をつらね、華北〔北支〕の治安状況を描いていた。

日本と中国が戦争していた時代、日本軍は「満州国」における治安維持、とりわけ「反満抗日」勢力の掃蕩に追われていた。その後も、軍事力で支配地域に組み入れた中国の各地〔華北 - 華中 - 華南〕における統治の実態は、「点」と「線」しか確保できない占領・支配であった。前田が非難した『穴居する山賊』：S路軍とは、そのほとんどがもともと中国の〈良民〉出身であった。他方、いうところの匪賊に襲われた鉄道列車にあっては主に、1・2等車には前田の同族係累たち、3等車には中国の良民などたちがそれぞれ乗りあわせる日常であった。

満州国には、日本から屯田兵〔満蒙開拓青少年義勇軍〕や開拓農民が、国策にしたがって大勢送りこまれていた。だが、日本人の義勇軍や農民の大部分は、満洲において中国人が切りひらき農耕してきた土地を奪いとり、彼らを追いだすかたちで農営をはじめたのであって、けっしてみずから未開墾の土地を〈開拓〉し、耕地を造りだしたのではない。また、幸いにも鉱山や工場で職にありついて働く中国人労工は、差別的な低賃銀・不当な待遇を当然視されただけでなく、日本人従業員あるいは日本民族による偏見・差別を一身にうけての労働生活を強いられた。いわゆる「苦力」なる筋肉労働者は、なかば奴隷的なあつかいをされていた。

満州国や中国北支地区において「鬼畜の行為」をなす、いいかえると、「良民（とはいってももっぱら日本人）」に対して強盗をし、殺人を犯し、「列車（満鉄のこと）」を襲い破壊した『穴居する山賊』がS路軍だ、と前田が形容した相手〔満州国では総じて「匪賊」と称した〕は、実は、自分たちの農地を満州国政府に二束三文で強奪されるかようにしてとり上げられたり、鉱山・工場・建設現場では虫けらのように日本人上司に酷使されたりした、だから総じて、満州国という政治社会におけるふだんの生活のなかでは、人間あつかいされていなかった《中国人の誰しも》を意味したのである。中国を軍事的に侵略・支配した民族がわに所属する人間と、その暴力的支配力に対して屈伏・従属を余儀なくされた諸民族・人間とのあいだに生じた深い溝が、そこにのぞけるのである。

満州国というカイライ国家の出立〔1932：昭和7年3月〕にさいしては、王道樂土とか五族協和とかいう統治理念が高唱された。だが、この国家が実際に運営される政治行政の場面においては、日本民族がほかの諸民族を支配し服従させる《カラクリ》が、誰の目にも鮮明に映っていた。

51) 同書、224頁、226頁。

満州国は常時、国家予算のおよそ3分の1を、国内治安対策のために計上しておかねばならなかった。この国ではそれほど治安の悪い状態がつづいた。「日本人が匪賊と称する」各種の抵抗運動組織集団が「満州国」内に多数跋扈してきたわけは、ほかならぬ満州国誕生に由来する歴史的事情にこそあった。満州国には警察組織のほかに、中国人〔いわゆる満人〕将兵を中心とするが、日本人が主に幹部となり顧問将校などを務める「満州国軍」が存在した。この軍隊の当初における任務は、主として国内治安維持に当たることだった。

後郷吉彦『満鉄・鉄道警察の闘い―満洲建国時代史の一証言―』（大湊書房、昭和55年）は、以上に論及した満州国の根本問題を的確にとらえた文章を収めている。

満洲国は、即日本ではあり得ない。殊に面従腹背（表面は服従しているが、腹の中では背いている）、反覆常なき3千万の支那民族が中核である満洲国の将来は、日本軍の意の如く動くとのみ考えていたら、誤算を生ずる。

植民地は、文化の進歩につれて、母国から離反していく本質を内在する。日満両国の関係も、この範疇の外にあるものではないことも、計算に入れねばならない。

鉄道を把握することは、その国に対する死命の鍵を握るものである。満洲国を独立国として成長させる以上、急所はちゃんと押さえておく必要がある。これは、国としての本能である⁵²⁾。

この後郷『満鉄・鉄道警察の闘い』は、満州国および満鉄（南満州鉄道株式会社）の本性を真正面より説明している。敗戦を機に、満州国〔人〕の面従腹背性が早速証明される。「満州国軍」は崩壊すると同時にたちまち反乱軍と化した。日帝の植民各地に造築された日本式神道神社は、いっせいに放火されるか破壊されるかした。中国人たちにその所持が禁止されていた「青天白日満地紅旗」が、敗戦後ただちに掲揚された。ついでにいえば、朝鮮では日章旗が太極旗に塗り替えられ振られた。

満州地域 - 満州国において中国人・朝鮮人・蒙古人・ロシア人などに対して占めた日本人の人口比率は、一番多くなったときでも3%であった。前田は、北支における日本軍の「治安における『点』と『線』と『面』」が問題だと指摘していたが、以前より侵略を拡げて統治支配してきた満州地域、そしてのちに建国させた満州国でも実態は似たようなものであり、きわめて不安定な治安状態にあった。

たとえば、康德6〔昭和14：1939〕年6月末における満州国総人口は、38,971,074人であった。日本人はそのうち、比較的日本人が多く居住する大連市と旅順市のある「関東州」（遼東半島の尖端部分）もふくめて83万人、わずか2%台である。日本本土〔現在〕の約3.5倍もあった満州国全体を治めるために常時、「満州国」国家予算の3分の1を国防治安費に割かねばならない事由がどこにあったか、語る余地もないくらい明らかであった。中国人〔満人〕を主な要員に組織された満州国軍が、健軍以来、不可避に擁せざるをえなかった内部矛盾も容易に感得できる。

さて、前田がつぎにとりあげる「一種の苦力〔中国人〕労働者」の供給源はとくに、ア

52) 後郷吉彦『満鉄・鉄道警察の闘い―満洲建国時代史の一証言―』大湊書房、昭和55年、165頁。

ジア - 太平洋戦争中における満州国や北支〔華北〕地域の社会実態を、端的に反映したもののとなる。

前田『特殊労務者の労務管理』後篇の第6章「俘虜，帰順兵，苦力」は、第1節「結論は茲にあるか」でまず、こう述べる。「残る問題としては、討伐作戦によって得たる俘虜帰順兵にして訓練を経たる者を、一応良民として解放し、之を内地に移入するといふ以外に、苦力移入の途はないやうに思はれる」⁵³⁾。筆者は、この同書第6章ののっけから、前田の虚言を指摘したい。

第2次大戦中のナチス・ドイツもそうだったが、敵国の俘虜や占領支配地域において余剰（！？）とみなされた人的資源を、国内の軍需産業などに強制的・半強制的に移入させて利用しなければ、戦時生産活動における労働力の絶対的不足をおぎなうことができなかつた。旧日帝も、日本本土における産業労働力の深刻な不足〔熟練労働者はもちろん、とりわけ重筋肉労働力〕に悩んだ。

昭和17年9月下旬～10月中旬、「支那満州」地域を旅行し、工場見学 - 講演 - 座談会、そして視察などに慌ただしい日程をこなした会計学者太田哲三は、「上海から新京まで」という報告を記していた。その内容は、太平洋〔大東亜〕戦争に突入した日本がすでに、深刻な労働力不足に悩んでいた事実を訴えている。

内地の工業も、最近の急激な発達でなかりの労働力の不足を訴へて居る。のみならず、国全体の産業の割合を維持する為には、農業労働者も相当に保存しなければならない。その点から見て、大陸の過剰労働力を、日本の工業の為に利用することは、緊急の必要であるやうに思はれた。労働者の移動は、色々な点で困難が伴ふから、寧ろ内地工業の大陸進出といふことを考ふべきではないか。財閥の一考を煩はしい所である⁵⁴⁾。

太平洋戦争の後半段階、華北地域においては、日本軍の作戦展開 - 戦闘行動の結果捕捉した「俘虜，帰順兵，苦力」を利用した。さらには、日本軍による「劳工狩り〔兎狩り〕作戦」の方法を編みだした。もともとは「良民」だった中国人たちさえ現地から奴隷狩りに駆りだし、満州国や日本の労働現場まで送りこみ、強制的な使役に供してきた。

前田の虚言がどこにあったかは、贅言を要さない。華北地域の戦争事態が進行するなかで、日本軍の俘虜となった中国人兵士、そして日本軍に降伏、帰順した兵士であっても、もともとは、日帝関係者の定義するところの「良民」にかわりはないのである。ましてや、華北地域に住んでいたために日本軍の「劳工狩り〔兎狩り〕」作戦に遭い、奴隷的労働力として日本に押送された「良民」たちが大勢いたのであるから、「良民」などということばをつかうことじたい、偽称・詐称にほかならない。

それゆえ、前田のいうように「良民として解放」され、日本「内地に移入」された「俘虜，帰順兵，苦力」と称すべき集団は、実質においてまったく存在しなかつたものである。つまり、「劳工狩り〔兎狩り〕作戦」の結果、日本の送りこまれた「もともとは非戦闘員の住民 = 『良民』」をとらえ「良民〔になった良民!〕」などと語ることこそ、その主発

53) 前田『特殊労務者の労務管理』227頁。

54) 産業経理・別刊『日本原価計算協会の設立と歩み - 昭和16年8月より昭和20年2月まで -』産業経理協会、平成15年3月、〔太田哲三「上海から新京まで」〕110頁。

点＝根本義より欺瞞に満ちた説明なのである。

後篇第6章「俘虜，帰順兵，苦力」は，第2節が「石門俘虜訓練所」，第3節が「済南救国訓練所」である。第2節「石門俘虜訓練所」で，前田はこう記述する。

要するに同じく俘虜と謂っても白人の俘虜とは全然趣きを異にして居る。彼等は共產八路軍⁵⁵⁾の仮面を着せられた良民の農夫であり，今日の無事な最低生活さへ保証して呉れるならば，何処にでも行かうといふ簡単にして無知なる土民である。思想的中核分子となる程のものは先づ無いと謂って良からう。教育訓練の如何によっては立派に使へる労務者となり得る肉体と素質を持って居る。殊にこれが管理指導の任に当って居る軍関係者は，すでに満州方面，地元炭礦等に供出した経験もあり，今後彼等を産業方面に振り向けるために如何なる教育訓練をなすべきかに就て，十分の関心と計画を持ち合わせて居るやうである。安んじて彼等を受け入れるに敢て大過なきことを思はせられる⁵⁶⁾。

この説明は事実を語るものではなく，前田自身の希望的虚構を披露したものである。中国人の俘虜が「白人の俘虜と全然趣きを異にして居る」根拠はなにか，判然としない点である。同じアジア民族だからそうだ(!)とでも，決めつけていたかかったのか。また，中国人俘虜に関して「良民の農夫」「無知なる土民」であり「思想的中核分子」はいないとする解釈は，相手がわの気持・立場・生活・事情・背景などを完全に無視したものである。俘虜のなかには，相当数の八路軍兵士〔毛 沢東や周 恩来が指揮した中国共産党の「良民」とはいいがたい者たち〕が混在していた。この事実は，現地で戦闘する日本軍や，中国人を使用する日本企業関係者を悩ました要因でもあった。だが，前田の筆致は，そうした日中戦争に淵源する矛盾的な構図を，基本的に認めない立場であった。彼はそれゆえ，その要点を歪曲あるいは黙殺しており，それゆえ無理で中途半端な記述しかできていなかった。

注) 八路軍とは，中国の抗日戦争の時期に華北にあった中国軍の総称である。正式の名称は国民革命軍第八路軍といい，日中戦争後は人民解放軍の主力となった。

何 天義の研究によれば，1939年から1945年にかけて，あいついで捕まえ石門俘虜収容所〔上述の前田著作などでは「石門俘虜訓練所」という名称で表記〕に送った抗日軍民は約5万人であった。捕まった人員の構成はさまざまで，共産党八路軍もいれば，国民党中央軍もあり，日本軍が信頼しなくなった汪 兆銘傀儡政権の軍政人員もあり，さらには相当な数量の抗日軍民と無辜の大衆がいた⁵⁶⁾。

ここで，田中 宏の用意した関連統計を，表13「日本に強制連行された中国人」にしめしておく。

当時，日本軍が捕捉した「俘虜，帰順兵，苦力」全員を「良民」だといいくるめた前田の論法は，「日本政府が中国人強制連行に関しても戦後一貫して責任逃れをしてきたこと」

55) 前田『特殊労務者の労務管理』232頁。

56) 杉原 達『中国人強制連行』岩波書店，2002年，58頁。戦時体制期における中国人強制連行の実態に関する研究については，本書巻末に掲載の主要参考文献が便宜である。

表13 日本に強制連行された中国人

(人)

産業 - 業種		事業場数	人員数	産業 - 業種		事業場数	人員数
土 建 業	発電所建設	13	6,076	鉱 工 業	石炭採掘	42	17,433
	飛行場建設	8	3,428		銅鉱採掘	9	4,382
	鉄道港湾建設	6	1,575		水銀鉱採掘	7	3,077
	地下工場建設	6	2,148		鉄鋼採掘	6	1,397
	工場建設	1	580		他の鉱石採掘	5	999
	鉄道除雪	2	666		精錬	1	132
	(小計)	(36)	(14,473)		(小計)	(70)	(27,420)
造船業		4	1,210	荷役業		25	8,073
総計						135	51,176

注記) 外務省『華人労務者就労事情調査報告書』1946年。連行数は約4万であるが、事業間の移動もふくむ延べ人数となっている。
出所) 田中 宏『在日外国人－法の壁、心の溝－新版』岩波書店、1995年、214頁参照。

とも⁵⁷⁾ 歴史的に連続し符合する、無責任ないのがれである。

「当の朝鮮人や中国人へは補償はおろか、その生死さえ不問に付されてきたのである」⁵⁸⁾。

そうした「他愛のない言葉の弄びに過ぎないことが明白」な「虚偽」の申したては、「虐待の果てに数多くの中国人が死んで行った事態が明らかにされても契約労働というまことに見えすいた形式に〔日本〕政府が依拠せざるを得ないのは、他に合法化、合理化の手だてがない」⁵⁹⁾ 国家〔旧日帝〕と、そして企業〔たとえば北海道炭礦汽船〕との共謀とみなしてよい「戦争犯罪の歴史的責任」問題からの逃避策なのである。

向坂逸郎・原野人『日本独占資本と公害』（河出書房新社、昭和47年）は、戦時強制労働によく当てはまる叙述を与えている。

終戦後、しばらくして、「1億総ざんげ」という言葉がはやらされた。あの戦争に対しては、全国民の1人ひとりがざんげすべき均等の責任を負うというのである。国家権力を掌握する資本家階級が、天皇に対する国民のぬぐいがたい歴史的な心情を最大限に培養して利用し、ファシズムをもって、戦争に反対したわれわれの諸先輩を弾圧し率につなぎ、より多くの利潤のために商品、資本の輸出市場拡大と原料略奪をめざして、植民地を獲得するためにひきおこし遂行した戦争である。

多くの人間の生命と健康を奪っておきながら、「私に責任はない」と平然といえるほど非人間化してしまっている資本家階級……。

57) 田中 宏・内海愛子・新美 隆編『資料 中国人強制連行の記録』明石書店、1990年、
「『資料・中国人強制連行の記録』刊行にあたって」x頁。

58) 田中 宏『在日外国人－法の壁、心の溝－新版』岩波書店、1995年、215頁。

59) 田中・内海・新美編『資料 中国人強制連行の記録』、新美 隆「解説1 中国人強制連行と企業の責任」650頁、651頁。〔 〕内補足は筆者。

資本家はドロボウではないか⁶⁰⁾。

石門俘虜収容所に関するくわしい解説は、杉原 達『中国人強制連行』(岩波書店, 2002年)にゆずるが、「石門俘虜収容所に収容された中国人の概数は、1941年から45年までに5万人近くに達し、そのうち死亡した人は2万人近くにのぼるのではないかと、推定されている」⁶¹⁾。日本各地の鉱山・工事現場に移入され酷使された中国人については、たとえば、その後における死亡率21%を指して「死亡率僅少」と報告した驚くべき調査がある⁶²⁾。

西成田 豊『中国人強制連行』(東京大学出版会, 2002年)は、当時北海道炭礦汽船株式会社労務部長だった前田 一の氏名を、史料によってなんども挙げ言及している。以下に該当箇所を紹介する。

そもそも、華北の地域から中国人強制連行に踏みきった背景には、朝鮮人強制連行の先ゆきがみえてきたことがある。

北海道炭礦汽船株式会社(北炭)は、当初〔昭和14(1942)年9~10月ころ〕、炭礦労働者に関して「素質良キ壯年者」を教育訓練して熟練労働者としたうえでなければ、中国人強制連行の実効性はないとしていた。だが、実際に強制連行された中国人は、その熟練とは無縁の人びとであった。

そして、北炭の政策転換においては、三井物産が重要な役割をはたしていた。北炭の政策転換のさい重要なことは、北炭が中国人強制連行に関して、石炭統制会と緊密な連絡をとっていたことである。

北炭の平和鉱業所は、数ある鉱業所のなかで唯一「移入」中国人をうけいれることを決定した鉱業所であるが、その鉱業所長が「敵国人」という「異質な」労働力が導入されることに関して、どのように管理・対処したらよいかわからず、率直に不安を表明していた。北炭の政策転換は、そうした末端の鉱業所の不安やとまどいを説得して強行された。

強制連行されてきた中国人の労働集団はとりわけ、作業上での日本人とくに朝鮮人との接触禁止、生活管理についても朝鮮人住居との接続禁止が指摘されている。それは、日本の帝国主義的支配による被抑圧民族の連帯と、形式上「均質」な領域に「敵国人」という異質なものが混入することを恐れたためである。労働慰安婦をおく「慰安所」の設置も決定されていた。

前田は、「北支労働事情視察団」〔昭和17(1942)年12月派遣〕に一員として参加した。前田はその参加をとおして、「軍事の論理と資本の論理の『対立』、華北と日本本土における賃金・物価の格差の存在などに規定されたもの」に関連させては、「内地ニ於ケル大多数ノ内地人、鮮人トノ干係ガドウナルカ等モ考ヘズ、労務管理上ニ予想サルル混乱ハ、才構ヒナシノ風ガ見エル」、「頭カラ金ノコトヲ云フノハ利潤追求者ノ様ナ口吻デアシラ

60) 向坂逸郎・原 野人『日本独占資本と公害』河出書房新社, 昭和47年, 239頁, 285頁, 186頁。

61) 西成田 豊『中国人強制連行』東京大学出版会, 2002年, 94頁。

62) 古庄 正・田中 宏・佐藤健生他著『日本企業の戦争犯罪—強制連行の企業責任3—』創史社, 2000年, 213-214頁参照。

ハレル」という「憤懣やるかたない苦汁に満ちた不満を」吐いていた⁶³⁾。

前田はなかならず、「最モ整備シテイルモノハ石門（元ノ石家荘）ノ訓練所デアル、此ノ俘虜、帰順兵ナラバ、スグニモ貰ヘルト云フ実状デアル」といっていた⁶⁴⁾。つまり前田は、日本「内地に移入」される「俘虜、帰順兵、苦力」＝中国人強制連行労働者が「良民として解放」されている労働力の集団であれば、北炭はうけいれる姿勢があることをしめしたのである。

だが、そこでかりに、前田自身盛んにつかっていた「良民」ということばのもつ複雑な意味・内容を、彼が本当に理解していなかったとすれば、これはうかつ以外のなにものでもない。また、その逆に「良民」の含意を本当は承知のうえで、『特殊労務者の労務管理』において「俘虜、帰順兵、苦力」を題材にとりあげ議論していたのであれば、これは筆者が既述中で批判したように、「良民」の真義を隠蔽かつ歪曲しながらも平然と虚説を展開していたことになる。それは、自己欺瞞である。

日本に移入された中国人強制連行者は、炭鉱労働やそのほかの工事現場などで奴隷的に酷使された。その死亡率〔およそ10%～20%に達した〕を想起すれば、彼らを「良民」化させたという中国占領支配地域の諸施設、そして労働を実際にさせていた日本国内の炭鉱・鉱山や工事現場における処遇は、「良民」に用意すべきものではないような、まったく逆反するものだったのである。

戦争中、日本に移入された中国人強制連行者を実際に目にした日本人の描写を、ここで紹介しておく。

a) 中国人捕虜を神戸港の荷役に使い出したのは1939年の末頃でした。

軍の命令で、私の経営する旅館が捕虜収容所として徴発され……中国人捕虜300名ほどが入居し、憲兵隊の監視下に入りました。

その待遇は目に余るもので、特に食事ともなれば、ひどいものでした。もちろん当時は太平洋戦争の末期に近い時期ですから、日本人の生活とて不自由な毎日でしたが、捕虜に対する給食を日本人監視員がピンハネするものですから、彼らは一層空腹にさいなまれ、青白い顔でガタガタふるえていました。就寝時ともなれば、布団とてなく藁むしろの上にごろ寝し、ドンゴロスやアンペラ類をかぶり過ごしていました。昼間の荷役労働のきびしさと、十分睡眠がとれないことから、日と共に体力は弱り、病気も出て、働くにも大儀そうで、朝に出勤時になっても起き上がれない者もあったのです。やがて病気で死ぬものもありました。監視員は容赦なく牛馬のようにムチでひっぱたくので、同僚にささえられて港湾に出勤する病人も増えてきました。

衛生状態が悪く、風呂にも入れないので、その体臭は実にものすごく、近隣の人から苦情が出るほどで、何とも私達ですることできません。

空腹にたまりかねた捕虜は、私達の台所にそっと入って盗み食いする者もありました。私の母や妻も見かねて、そしらぬ顔をしていましたが、あまりにも飢えがひどいので、

63) 西成田『中国人強制連行』37頁、33-34頁、38頁、39頁、44頁、46-47頁。

64) 同書、49頁。

時々にごり飯を作ってそっと台所に置いておきました⁶⁵⁾。

b) 真っ赤な地の片隅に青天白日を印した旗を先頭に、ぼろぼろの車夫の服みたいなものを着た青年、中年、老年の一団——4、50人の男が駅前に整列していた。しゃべっているのは支那語である。どうやら支那兵の捕虜のようだ。担架でかつがれているのも2、3人ある。みな黒ずんで、癩病やみのような皮膚をしている。いや現に気味悪い腫物を顔面にてらてらさせている者もある。日本語で号令をかけさせられて、辰野の町を「愛馬進軍歌」を歌わせられながら、どこかに行進していった。ときどき、ホウッ、ホウッ、というようなかけ声を入れるのが、可笑しいよりも陰惨である。

本土決戦の備え、信州の山岳地帯に大々的に要塞線が構築中であるという。彼らはその工事に使役されているのではあるまいか。

戦争に負けると、ああなる。敗戦というものは決して甘いものではないことを、腹の底から痛感した⁶⁶⁾。

敗戦の年6月25日、長野県で山田風太郎がたまたま目前にした中国人集団の光景は、中国で日本軍の「劳工狩り〔兎狩り〕作戦」に引っかかり、日本「内地に移入」された「俘虜、帰順兵、苦力」と称された1集団である。もともと中国兵ではない中国の一般住民も、その「狩り」に無差別に遭ってしまっており、そして、日本に強制連行され労働現場に投入されていた事実は、上述集団のなかに「〈老人〉＝明らかな良民」までふくまれたことから裏づけられる。

つぎの記述は、太平洋戦争末期、秋田県花岡鉦山に投入された中国人俘虜自身が語った体験である。

c) 栄養失調で倒れる者は日毎に増加してゆき、体の衰弱のために仕事を手際よくやれないで、殴られて負傷する者も少なくなかった。このために、伊勢〔日本人監督者の姓〕は別の一棟の建物を病室に当てることにした。そして劉 当路と劉 玉麟を看護人に指定して病室で寝起きさせ、病人の世話や死亡報告書を書かせ、あるいは屍体の火葬をやらせることにした。このように各隊では、志望者が続出したり、病気で倒れたりして工作に従事する人数が終始変動していたために、特に劉 玉卿を大隊長書記に任命して、毎日工作に出る人数を報告させていた。

厳重な検査を経たにも拘わらず、病室入りする者は増える一方で少しも減らなかった。そこで伊勢たちは、非常に奸悪な対策を考え出した。それは食糧を減らすことである。最初は1割の減食で、病人だけでなく、全員の食糧が一律に減らされた。これは病人が沢山あることは全体の能率に影響するのだから、みんな病人に、自発的に工作に出るように勧めさせ、少数のもののために全員が迷惑をこうむることのないようにするための方策であった。

だが、この妙案は、成功どころかかえって逆効果を生んだ。食糧が減れば減るほど、病人が増え、病人が増えれば増えるほど、食糧はますます減らされていった。だんだん

65) 神戸港における戦時下朝鮮人・中国人強制連行を調査する会編『アジア・太平洋戦争と神戸港—朝鮮人・中国人・連合軍捕虜—』明石書店、2004年、26頁。〔 〕内補足は筆者。

66) 山田風太郎『戦中派不戦日記』講談社、1985年、241-242頁。

減らされて、とうとう一つの饅頭が以前の半分より小さくなってくると、僅か1カ月の間に、4,50人もの者が病気で倒れてしまった。そこでこれらの生きた閻魔王たちは緊急対策を練らなければならなくなってきた。その結果、すべての病人は食糧を更に半減された。理由は、病人は労働しないのだから普通人と同量の食糧を取る必要はないというのである。このようになってからは、病人たちの災難は更にひどくなり、かれらは急速に三途の川に送り込まれ、冥土で本物の閻魔王と対決することになった。

毎日必ず何人づつかが死んで行き、劉 当路と劉 玉麟に運ばれて後の山で火葬にされ、骨灰は陶器のつぼに入れられて、病室の片隅に積み重ねられた⁶⁷⁾。

ちなみに、日本国内の炭鉱労働者総数は、1945〔昭和20〕年3月段階において、412,241人であった。そのうち、朝鮮人労働者 135,751人（総数内の比率32.93%）、中国人労働者 9,651人（2.34%）、捕虜7,362人（1.79%）であり、この3者の合計は 152,764人（36.06%）であった⁶⁸⁾。

前田『特殊労働者の労働管理』後篇にもどり、第7章「苦力群を編成する把头制度」にすすもう。本章は、第1節「把头制度とは何か」で、中国伝統の把头制度を解説する。第2節「把头制度の編成」は、把头制度組織の具体例を提示する。

後篇の第8章「苦力の特性」は節ごとに、頑強なる肉体、苦力の感情（没法子^{メイフアース}、嫉妬心が非常に強い、意気に感ずる感激性、面子^{ずるき}、狡猾性が少く割合に約束を守る）、彼等の習癖（衛生観念に乏し、物の積み重ねを得意とす、雨・雪を極端に嫌う、賭博を愛好す、酒・煙草、鮮人との折合悪し、性的問題は如何、結び）、などを記述する。

後編の第9章「苦力の就業実情」は、第1節「統計調査」では賃金、稼働時間、移動、出稼率、能率、生計費、素質（年齢、家族、其他）、福利施設、扶助、第2節「私生活」では食事、主食物 - 副食物 - 間食物を説明する。

後編の第10章「苦力移入上の当面問題」は節ごとに、苦力労働者の移入に要する経費如何、食糧資材の確保策如何、苦力班の編成如何を説明する。本章は「苦力使用のコツ」に関する「一般の通説」に触れている。

この後編第8・9・10章については、『特殊労働者の労働管理』昭和18年11月より2カ月ほど早く公刊された野田経済研究所編『新勤労管理の実際』（野田経済研究所、昭和18年9月）に収録されていた、前田 一の論稿「特殊労働者の取扱ひに就て」の記述を紹介しておく。

a) 「日満支経済の有機的発展の為に、半島人苦力の技術水準を向上せしめることが絶対必要であるが故に、かゝる方面に関する労働管理の特殊性を専門的、計画的、科学的に研究することが必要になってくる」。「目先の問題のみに捉はれずに、半島人を使ひ苦力を使用することを先に採り上げて大乗的な根本目標に向って労働管理をやって行く事が必要である」。

67) 劉 智渠・劉 永鑫・陳 萼芳述『花岡事件—日本に俘虜となった中国人の手記—』岩波書店、1995年、92頁、93-94頁。

68) 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑 別巻／戦時特集版』労働旬報社、復刻版昭和46年、66頁。

b)「苦力の食物は粗末なものでよく、若し内地に連れて来た場合でも……さう頭を悩ます必要はない」。「住宅の如きも……、アンペラの粗末(ママ)な家に住んでゐるも労務者相当多い。寧ろそのやうな生活を喜ぶやうに見える」⁶⁹⁾。

以上、a)の国家政策的な要請に関する、b)の表面観察的な記述は、「半島人苦力」「に関する労務管理の特殊性を」「科学的に研究する」姿勢とは無縁の、偏見と差別に満ちた無慈悲かつ無責任な放言である。

後編の第11章「苦力移出と北支当務者の心境」は、第1節「逆宣伝を警戒せよ」、第2節「余剰労力に就ての認識を是正せよ」、第3節「華北労務者の技術水準向上を期す」、第4節「把头制度の『良さ』を吟味せよ」、第5節「家族への送金通信を密にせよ」から構成されている。

とくに、前田の「苦力」観を聞いておく。「6、7歳の幼児から熱心に訓育するならいざ知らず、今日の成人労働者たる苦力は、既に精神教育の対象としては一時代かけ離れて居ると謂はねばならぬ」⁷⁰⁾。

そうした記述は、中国人に対する蔑視観を充満させている。さらに、こうもいう。

苦力使用のコツは、内地人に対する労務管理の行き方を強制しないことにある。要点と大綱を確かりと把握し、枝葉末節は苦力頭格たる部隊組織の幹部に任せて置くといふ、大襟度を示す處にある。何でも神經過敏に捏ね廻さねば気が済まぬやうな労務管理は、苦力に関する限りは失敗である⁷¹⁾。

なお、後編の第11章第1節「逆宣伝を警戒せよ」で前田は、笑止千万の〈倒錯した逆説〉を記述している。前田は、以下に引用する記述は共産党八路軍の「戦時謀略的な宣伝」だといっていたが、そうではなくむしろ〈事実そのもの〉であった。彼は、当時の情勢＝戦局を逆立ちして観察する立場にあった。

例へば討伐作戦の結果、満州に苦力を移出した時も『日本も愈々兵力が不足してきたから支那人を満州に連れ出して、強制的に日本兵に仕立て、南方の戦争に持ってゆくのだ』と宣伝し、満州国が戸籍令を布いた時も『之は一々人間を調べ上げて兵に徴発し、行く行くは砲台を作る時の穴埋めに使ふ為めだ』と宣伝した⁷²⁾。

いまから回顧すれば、いずれも歴史上の事実である。満州国に配備されていた兵力 - 兵備は、太平洋戦争の進展につれて相当の割合が南方に抽出され、関東軍はカカシ：無力といわれるような状態にまで装備を弱化させ、戦力を低下させていた。いうまでもなく、中国人中心に編成された国内治安用軍隊である「満州国軍」も存在していた。

さらに、満州国では、鉱山掘採や工事現場における労働力の不足をおぎなうために〔能率の低下も甚だしくなっていたので〕、労働力としての中国人がそれまで以上に強制的に駆り出された。また、志願兵制度しかなかった朝鮮人〔朝鮮戸籍の人々〕に対して徴兵制

69) 野田経済研究所編『新勤労管理の実際』野田経済研究所、昭和18年、169頁、157頁、168頁、169頁。

70) 前田『特殊労務者の労務管理』249頁。

71) 同書、276頁。

72) 同書、278頁。

度が適用され〔昭和18（1943）年3月公布，8月施行〕，台湾では，同年9月に昭和20〔1945〕年度より徴兵制を実施する決定がなされた。

先述，軍事施設である「砲台」工事終了後，機密保持のため中国人労働者が「穴埋め」ならぬ「生理め」にされ〔殺され〕たという⁷³⁾伝聞は，真実であった。

太平洋戦争中，河北省や山東省の住民を大量に捕らえて満州に強制連行し，そのうち興安嶺の対ソ築城工事につかされた5千人の中国人を，工事完了と同時に殺してしまっている。その他の工事現場においても，過酷な強制労働と，ろくな食事も与えられないため病気となって死んだり，暴行されて死んだりしたものは数しれなかった⁷⁴⁾。

満州重工業開発株式会社〔満業〕総裁だった高碓達之助は，満業傘下の諸炭鉱における生産増強にさいしては「強制徴用による満州人労働者の大きな犠牲があった……。いやがる満州人を強制徴用し，しかもその待遇は，依然として改善されてはいなかった。また本溪湖では，爆発事件のため，2千人の労働者が犠牲となったことがあった」と回顧していた⁷⁵⁾。

また，前出の新井利男・藤原 彰編『侵略の証言－中国における日本人戦犯自筆供述書－』（岩波書店，1999年）は，「関東軍直轄工事興安嶺築城工事に於て死者6千名を出した大事件」，「本溪湖炭鉱の千8百人満日勞工の生命を奪った大爆発事件」を，満州国高官であった古海忠之が自己の責任において証言した点を指摘している⁷⁶⁾。

桑島節郎，高碓達之助，古海忠之らの各証言を比較すると，該当の工事現場や炭鉱に発生した事件・事故における被虐殺者・被害者の総数が，なんと百人ないしは千人単位でその数値をちがえているのだから，恐ろしくも異様である。日本帝国の傀儡国家「満州国」ではそのように，地獄絵図に描かれたかのような人命軽視〔もちろん他国人に対するそれ〕が当然だったのである。そして，旧満州国政府の日本人高官や事業関係重責者の口にした「中国人たちに対するきわめて雑な生命感→残虐・冷酷無比」は，彼らのアジアの諸国家・異民族に対する根深い差別観を正直に物語っている。

要するに，前述における前田の言説，共産党八路軍による「戦時謀略的な逆宣伝を警戒せよ」というものは，自身が「真っ赤なウソ」をつきながら〔＝事実を隠しながら〕の，〔彼の表現そのものを借りていえば〕「全く噴き出しさうなものが尠くない」⁷⁷⁾のであった。

以上の論及により，太平洋戦争下における朝鮮人・中国人の被強制連行者の労働者管理全般について，前田が指導的な地位にいたことがわかる⁷⁷⁾。

73) 桑島節郎『華北日記－中国にあったほんとうの戦争－』朝日新聞社，1997年，143頁。

74) 高碓達之助『満州の終焉』実業之日本社，昭和28年，109頁。

75) 新井・藤原編『侵略の証言』142頁。

76) 前田『特殊労働者の労働管理』278頁。

77) 飛田雄一編・解説，十五年戦争重要文献シリーズ第12集『特殊労働者の労働管理』不二出版，1993年，飛田雄一「『特殊労働者の労働管理』解説」。

6) 戦時期〔その4〕－戦時期の諸論稿－

①「サラリーマンの生活対策 今日のサラリーマンの『処世経』」（『実業之日本』昭和13年7月1日）。

本稿は、『実業之日本』誌が組んだ特集記事「長期戦下のオール対策」全11稿の冒頭におかれていた。この特集記事に寄稿したのは主に、前田 一などの実業人である。その氏名のなかには、日本能率研究所々長上野陽一もみられる。

本稿は、緊張を欠く都会生活者、先づ職場を守れ、この際反省すべきこと、ガッチリした体をつくれ、有名無実の貯金、光輝あるサラリーマンたれ、月給とり処世経、などの項目を挙げている。そのなかから、いくつか拾って参照する。

「時局を認識して、自分の与へられた職場にじっくり落ち付くことが、自分のためには勿論、国のためにも大事なことであることをこの際深く反省して貰はねばならぬ」。「戦線の将士に対して申訳がない」。「アメリカあたりの黒ん坊に勝つことばかりが、体位の向上ではない。堅忍持久の肉体と精神とを養ふことである」。

「臨時軍事費と経常予算との辻褄を合せるためには、どうしても80億からの貯金が必要であるからには、吾々も大いに進んで、その片棒を担がねばなるまいではないか」。「文句は後廻はし、何もかも時局の波に洗ひ流して、非常意識に合流することだ」⁷⁸⁾。

昭和3年に「サラリーマン物語」2作を公表したときの論調とはちがって、時局つまり、戦争協力への姿勢をサラリーマンに奨励する口調である。昭和20年8月敗戦となつて、日本帝国臣民が戦争遂行のために貯蓄をしたり国債を購入したりしたその結果がどうなったか、いまさら指摘するまでもないことである。「戦時期の処世経」をサラリーマンに対して指南した前田はその後、戦争の顛末をめぐって「自分の言説」をいかに自省したのか。

“大博打 元も子もなく スッテンテン”

（これは敗戦直後自殺した当時満州映画協会社長

甘粕正彦の読んだ川柳である）

また、今日的観点からの平凡な論評になるが、「アメリカあたりの黒ん坊」云々は、真正直に表現された人種差別的言辭である。これで、前田の人間差別観は、アジア人＝黄色人種だけでなく、アフリカ系アメリカ人〔アフロアメリカン〕＝黒色人種にもおよぶことがわかる。

②「公益優先とこれからの生き方 サラリーマン篇 公僕としてのサラリーマン」（『実業之日本』昭和15年10月15日）。

本稿は、生産の優先、会社員は国家の公僕、勤務・収入・私生活、などの項目を挙げている。

「生産の優先」とは、「国家が要求する生産物を、利潤や値鞘に拘はらず、例へば損をしてでも作り出して、国家に供与することが公益であり、奉公であり、経済人として、日本国民としての職務である」。「これが公益優先の理念である」。「企業は最早や資本だけの所有物では無くなった。国家から預つてゐる企業であり、上御1人に忠勤をぬきんづる

78) 前田 一「サラリーマンの生活対策 今日のサラリーマンの『処世経』」『実業之日本』昭和13年7月1日、41頁、42頁。

ための手段としての企業となった」。

「公益優先時代に於ける企業従業員の第一要件」は、「従業員は企業の使用人であると同時に、上御1人のために忠勤するところの国家の公僕であると考へねばならぬ」ことである。「勤務時間の長短と能率との関係が、科学的にどんな結論を示してゐるか知らないが、業務の繁閑に従って勤務時間を超越することは、おそらく当然のこととして強制されるかもしれない。「勤労即生命の倫理的境地に立って物事を判断して行かなければどうにも割り切れない何物かが残る。……この割り切れない何物かに対して、倫理的なまた精神的な解釈をつけてゆくといふ修養である」。

「而してこの傾向は将来益々窮屈にこそなれ、緩慢になることは断じてないと思ふ。「祖国日本の伝統を擁護し、日本の国威を発揚するがために、上御1人の忠良なる産業人としての『臣民道』を尽すといふ道徳的な且つ精神的な生活観でなければならぬ」⁷⁹⁾。

すでに、戦時体制期の著作のなかでも主張された論点だが、日本の精神論にもとづく皇国勤労観を昂揚した〈前田の口吻〉に留意しておきたい。ただし、労務担当役職〔当時北炭労務資料課長〕が「勤務時間の長短と能率との関係が、科学的にどんな結論を示してゐるか知らない」といって憚らない点は、いささかならず驚きを感じる。正直なのだが、きわめて乱暴な理解である。というのは、戦時中において「勤務時間〔の長短〕と能率との関係」は、けっして無関心に放置できない重大な問題だったからである。しかし、前田は以下の③と④の論稿では、能率問題に直接言及する。

③「労働移動の現況とその根本対策」(『工業国策』昭和16年10月)。

本稿は、移動情勢、移動管理、移動防止対策、移動防止具体策、勤続義務制、などの項目を挙げている。

前田はまず、鉱山労働者に移動率の極端なる増加ぶり〔昭和12→15年に約2倍〕を指摘する。その移動防止(禁止)策は、各労務者の自由意思に放任しておくかぎり、移動取締の嚴重化、福利厚生施設の完璧化、修養教化の努力をもって根絶するわけにいかない。とはいえ、労務者もまた産業人であると同時に日本国民である。彼らが、十分に時局を認識し、戦時意識を昂揚してくるならば、自然産業戦士たるの誇りに燃えて、移動の悪を自覚していくに相違ないし、吾らはまたそうであると信じたいと思う。「産業報国運動」の狙いどころは、ここに存する、などと述べる。

前田はさらに、「移動防止を専ら科学的見地に立って解決せんとするものの方策を列挙した」あと、こう主張する。「即ち、国家が要求する生産増強のための労務に対しては、尠くとも就職後一定期間例へば1年といふ如き期間は、絶対止むを得ざる事由の外、移動の禁止換言すれば勤続の義務を課し、その違反殊に逃走者の如きに対しては、相当の制裁を以て臨む程度のものにせざる限り、到底国家の要望する生産増強の絶対性を充足することは不可能であると思ふ」⁸⁰⁾。

79) 前田 一「公益優先とこれからの生き方 サラリーマン篇 公僕としてのサラリーマン」『実業之日本』昭和15年10月15日、94頁、95頁。

80) 前田 一「労働移動の現況とその根本対策」『工業国策』昭和16年10月、15頁、17頁、20頁。

以上に書かれた中身は、戦時中日本に強制連行された朝鮮人労働者たちにとっては、現実に強制されたところの労働政策であった。それは、日本帝国の臣民たちにも労働義務強制を試みるよう提言された「所謂官民合作の労務管理の活用」⁸¹⁾の方途であった。

もっとも、支配国がわの日本帝国臣民たちには多くの抜け道があったが、植民地出身者である朝鮮人たちは、鉱山や建設現場、工場で働かされ、多くの命をうしなう目にも遭ってきた。前田の提唱はその意味で、被植民地労働者に対する奴隷的使役、すなわち人命軽視を当然視していた。この提唱の戦後的な含意は、のちに議論される。

④「炭礦に於ける能率増進の緊急課題」(『工業国策』昭和17年6月)。

前稿③において移動防止策を提言した前田は、この論稿④では、能率はどう低下したか、何よりもまづ食糧を確保せよ、作業における合理化の実践、移動防止の徹底は『人』にあり、などの項目をもって論じる。

日本国内の炭礦における出炭高は、昭和12年上期を100としたばあい、昭和17年2月で3割9分減という驚くべき数字である。その労務者の給源が農山漁村に枯渇して、勢い自由労働者や転業転職者やまたは短期勤労報国隊、くわえて鮮人の使用と炭礦労務構成の悪条件を並べている総合的『質』の低下からくる能率の減退には、さすがに当務者も奔命に疲れている。

某炭礦における労務者の平均年令は、昭和12年において30才7分であったが、昭和16年32才3分と増加した。平均勤続年数も昭和10年に6年7分が、昭和16年に3年5分と短縮の一路をたどっている。

炭礦労働者の出稼率の低下は、昭和12年上期を100としたばあい、昭和17年2月で91.6と、約1割の低下をしめしている。このことは、どれだけ高度国防国家建設の障害になっているか。総じて、採炭高・出稼率・勤続期間、年令構成すべての点において低下の傾向顕著なる事実は、石炭増産が強調されればされるほど真剣に考究されねばならぬ問題である。

「炭礦業務といふ特殊性が常に総合的、集約的に経営されてゆかねばならぬ」「のでなければ能率の増進は期し難い斯んな事は既に謂ひ古された問題であるに拘はらず、依然として作業行程機構の整備について改革を断行する事が出来ないで居る」。

前田は『科学する心』をもってすれば、「能率問題が真剣に考慮されざるを得なくなる」と主張する。同時に、「所謂勤労の国家性、公共性が強調せらるゝ時に於て」、「戦争の永續性を思ふとき勤労は消耗であってはならない。維持培養即ち労働力の再生産に対する深き見透しと対策とを講ずべきである」。それゆえ、「よく勤労せしめよく休養せしむる事が結局能率増進の定石であることを誰れでも承知しながら、往々にして誤る所以は矢張り未だ自由主義経済の殻を抜け切らないでゐるがためである」と批判する⁸²⁾。

とはいえ、戦時産業経営内の各作業現場では、能率の増進どころかその低下傾向に歯止めさえかからなかった。これが現実であった。前田もむろん、能率増進の問題を真剣に考

81) 同稿、20頁。

82) 前田 一「炭礦に於ける能率増進の緊急課題」『工業国策』昭和17年6月、54頁、55頁、56頁、57頁、58頁。

えていた。しかし、その原因を彼のように、当時の日本経済がなお「自由主義経済の殻のなかにとどまる要素」に求めたことは、おおきなまちがいであった。そうではなく、高度国防国家建設を強行せざるをえなかった日本帝国の戦争経済枠組じたいにおいてこそ、初発的に基本的な無理があった。前田は、そのことをみぬけなかったか、あるいは立場上あえてみようとしなかった。

【未完，次号につづく】